令和2年2月議会定例会議案

新潟県後期高齢者医療広域連合

# 令和2年2月議会定例会提出議案

議案番号	議
1	副広域連合長の選任について
2	専決処分について 専決第1号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の 数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更に ついて
3	新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の 一部改正について
4	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改 正について
5	新潟県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部改定について
6	令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
7	令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予 算について

#### 議案第1号

#### 副広域連合長の選任について

次の者を新潟県後期高齢者医療広域連合副広域連合長に選任したいので、新潟県後期高齢者医療広域連合規約第11条及び第12条第4項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年2月24日提出

#### 新潟県後期高齢者医療広域連合長 村 山 秀 幸

住所	氏 名
新潟県三島郡出雲崎町大字山谷173番地	小林則幸

#### 議案第2号

専決処分について

下記事件について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和2年2月24日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 村 山 秀 幸

記

専決第1号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市 町村総合事務組合規約の変更について

#### 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟 県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、令和2年3月31日限りで新潟県市町村総合事務組合から新発田地域老人福祉保健事務組合を脱退させることとするため、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、これに伴って新潟県市町村総合事務組合の規約を次のとおり変更するものとする。

令和元年11月25日専決

新潟県後期高齢者医療広域連合長 村山 秀幸

新潟県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合規約(平成 16 年総行市第 30 号許可)の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中「下越障害福祉事務組合」を「下越福祉行政組合」に 改め、「、新発田地域老人福祉保健事務組合」を削る。

附則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

#### 議案第3号

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月24日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 村 山 秀 幸

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例(平成19年新潟県 後期高齢者医療広域連合条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第2条第2号」を「第2条第4号」に改め、同条第2号中「第2条第4号」を「第2条第6号」に改め、同条第3号中「第2条第5号」を「第2条第7号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 議案第4号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月24日提出

#### 新潟県後期高齢者医療広域連合長 村 山 秀 幸

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第33号)の一部を次のように改正する。

第9条中「平成30年度及び平成31年度」を「令和2年度及び令和3年度」に、「0.0740」を「0.0784」に改める。

第10条中「平成30年度及び平成31年度」を「令和2年度及び令和3年度」に、「36,900円」を「40,400円」に改める。

第11条中「62万円」を「64万円」に改める。

第15条第1項第2号中「28万円」を「28万5千円」に改め、同項第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附則第4条及び附則第5条を削る。

附則第6条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「附則第7条」を「附則第5条」に改め、同条を附則第4条とする。

附則第7条(見出しを含む。)中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条を附 則第5条とする。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和 2年度以後の年度分の保険料について適用し、平成31年度分までの保険料について は、なお従前の例による。

新潟県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部改定について

新潟県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画を次のように改定する。

令和2年2月24日提出

#### 新潟県後期高齢者医療広域連合長 村 山 秀 幸

表紙中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

目次中、資料3の次に「資料4 広域連合と関係市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施イメージとそれぞれの役割・・・・・・・14」を加え資料4を資料5に繰り下げ「14」を「15」に改める。

4 広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること中(4)保健事業に関することを次のように改める。

広域連合は、効果的かつ効率的な保健事業を実施するため保健事業実施計画を策定し、 関係市町村と連携・協力して必要な保健事業を行います。

高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的つながりが低下するといったいわゆるフレイル状態になりやすい等、疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有する特性があります。

こうした特性を踏まえ、これまで実施してきた保健事業に加え、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取り組みを進める関係市町村を支援することなどにより、さらなる被保険者の健康寿命の延伸を目指します。

このため、広域連合は、保健事業を自ら実施するほか、保健事業の一部を委託契約に基づき関係市町村等に委託し事業の実施に必要な費用を委託事業費として交付します。

保健事業の委託を受けた関係市町村等は委託契約に定めた事業を適正に実施します。

5 第3次広域計画の期間及び改定に関すること中「平成34年度」を「令和4年度」 に改める。

資料編表紙中、資料3の次に「資料4 広域連合と関係市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施イメージとそれぞれの役割」を加え、資料4を資料5に繰り下げる。

資料3の次に別紙を追加し、資料4を資料5に繰り下げる。

裏表紙中「平成30年3月」の次に「策定」「令和2年4月一部改定」を加える。

#### 資料4

広域連合と関係市町村における高齢者の保健事業と介護予防の 一体的な実施イメージとそれぞれの役割

# 健康寿命の延伸

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

#### 後期高齢者 医療担当部署

国民健康保険 担当部署

- 僚担当部署
  - ・庁内各部局間の連携体制を整備
  - ・事業の基本的な方針を作成
  - ・事業の企画・関係団体との連携
  - ・事業を適正に実施

健康づくり 担当部署 介護保険 担当部署

# 広域連合の役割

市町

村

の

役割

- ・健康課題の情報提供
- ・事業の推進に向けた意見交換等を行う機会の提供
- ・事業の一部を委託し、実施に必要な費用を交付
- 関係市町村の事業評価の支援

#### 議案第6号

令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、別紙のとおりとする。

令和2年2月24日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 村 山 秀 幸

### 令和2年度

一般会計予算書

新潟県後期高齢者医療広域連合

#### 令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,081,643千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月24日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 村 山 秀 幸

## 第1表 歳入歳出予算

歳 入

		:	款					項	Ę			金額	
1	分	担金	及び	負 担	金							1, 053, 994	
						1	負		担		金	1, 053, 994	
2	玉	庫	支	出	金							27, 420	
						1	玉	庫	補	助	金	27, 420	
3	繰		越		金							1	
						1	繰		越		金	1	
4	諸		収		入							228	
						1	預	金		利	子	86	
						2	雑				入	142	
	歳			入			合			計		1, 081, 643	

歳出

		款				Į	<u></u>			金額	
1	議	会	費							1, 129	
				1	議		会		費	1, 129	
2	総	務	費							1, 080, 414	
				1	総	務	管	理	費	1, 080, 077	
				2	選		挙		費	68	
				3	監	查	委	員	費	269	
3	予	備	費							100	
				1	予		備		費	100	
	歳	出	1		合			計		1, 081, 643	

## 歳入歳出事項別明細書

総 括

歳 入

				款					本年度予算額	前年度予算額	比較
1	分	担	金	及	び	負	担	金	1, 053, 994	1, 081, 076	△27, 082
2	国	J	庫	支	Ī.	出		金	27, 420	27, 515	△95
3	繰			起	芨			金	1	1	0
4	諸			巾	ζ			入	228	198	30
歳					合		計		1, 081, 643	1, 108, 790	△27, 147

	±h-		本	年	度	前	年	度	니스	盐		年月							原 内	訳
	款		予	算	額	予	算	額	比	較	特		定		財	Τ	源		一般	財源
												支出金	:   ±	也	i 債 ——	そ	の	他		
1議	会	費		1,	, 129		1	, 166		△37										1, 129
2総	務	費		1, 080,	414		1, 107	, 524	△27	<b>',</b> 110		27, 420	0					142	1, 05	2, 852
3予	備	費			100			100		0										100
歳と	出合	計		1, 081,	643		1, 108	, 790	$\triangle 27$	, 147		27, 420	0		(			142	1, 05	4, 081

款			
項	本年度予算額	前年度予算額	比較
目			
1 分担金及び負担金	1, 053, 994	1, 081, 076	△27, 082
1 負担金	1, 053, 994	1, 081, 076	△27, 082
1 市町村負担金	1, 053, 994	1, 081, 076	△27, 082
   2 国庫支出金	27, 420	27, 515	△95
1 国庫補助金	27, 420	27, 515	△95
1 民生費国庫補助金	27, 420	27, 515	△95
3 繰越金	1	1	0
1 繰越金	1	1	0
1 繰越金	1	1	0
4 諸収入	228	198	30
1 預金利子	86	60	26
1 預金利子	86	60	26
2 雑入	142	138	4
1 雑入	142	138	4
歳 入 合 計	1, 081, 643	1, 108, 790	△27, 147

			節		=w	n=
	X		分	金額	. 説	明
	1 事	務費負	担金	1, 053, 994	共通経費負担金	1, 053, 994
_						
	1 社	会 福 祉 費	補 助 金	27, 420	特別調整交付金	27, 420
					V ( ) (	
	1 繰	越	金	1	前年度繰越金	1
	1 預	金 和	利 子	86	預金利子	86
	1 雑		 入	142	職員駐車場利用者負担分	142
	1 //		, ,		1717 1717 1717	1.15
_						

款	本	年		前	年	度			本	年月	ま う	· 第	ī 客	頁	の	財	 源	内 訳	
項							比	較	特		定		財			源		· 由本 ◇尼	5
<b>I</b>	予	算	額	予	算	額			国県	支出金	地	方	債	そ	0	他		般財源	7.
1 議会費		1	, 129		1,	, 166		△37										1, 12	29
1 議会費		1	, 129		1,	, 166		△37										1, 12	29
1 議会費		1	, 129		1,	, 166		△37										1, 12	29

#### 1 議会費

	節			· 説	明
区	分	金	額	,	97
, der weld					
1 報酬			656	001 議会運営費 議長報酬	1, 12 30
8 旅費			320	副議長報酬	24 602
10 需用費			37	費用弁償 食糧費 会場借上料	320 37
13 使用料及び賃借料			116	会場借上料 	116

款	本年度	前年度		本年度予算額の財源	京 内 訳
項			比較	特 定 財 源	An. III. Vizi
II II	予 算 額	予 第 額		国県支出金地方債その他	一般財源
2 総務費	1, 080, 41	4 1, 107, 524	△27, 110	27, 420 142	1, 052, 852
1 総務管理費	1, 080, 07	7 1, 107, 163	△27, 086	27, 420 142	1, 052, 515
1 総務管理費		7 1, 107, 163	△27, 086	27, 420 142	

#### 2 総務費

		節			· 説	明
	区	分	金	額	,	97
1	報酬			178	001 一般管理事務費 連合長報酬	980, 124 60
	'報償費 ————————————————————————————————————			170	副連合長報酬 情報公開・個人情報保護審査会勢	48 <b>美</b> 員
	3 旅費			303	│ 報酬 ├ 法律相談謝礼	70 44
10	無用費			2, 158	費用弁償 普通旅費	38 224
11				27, 087	消耗品費 燃料費	1, 899 21
12	2 委託料			23, 767	食糧費 修繕料	5 50
13	6 使用料及び賃借料			14, 817	通信運搬費 手数料	1, 631 247
17	/ 備品購入費			200	事務機器保守等委託料 例規保守委託料	656 165
18	3 負担金、補助及び3	を付金		63, 270	ホームページ作成等委託料 広報チラシ等作成業務委託料	751 11, 428
27	, 繰出金			948, 127	本文書院 京家が 京家が 京家が 会場の のの2 職員証 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 ででいる。	127 253 19 86 25 1,849 15 617 9,262 1,403 644 200 全 65

款	本	年	度	前	年	度		本	年 度	三 子	・算	額	<b>頁</b> (	カ ,	財	源	内	訳	
項							比 較	特		定		財			源		An. E	LL Neet	
	予	算	額	予	算	額		国県支	出金	地	方	債	そ	の	他	_	版 月	け 源	

#### 2 総務費

	節			⇒× n□
区	分	金	額	説明
	分	金	額	臓器提供意思表示関連委託料 8,404 制度改正リーフレット等作成業務委託料 1,840 会場借上料 141 自治会館駐車場使用料 5 レンタカー使用料 121 高速道路等使用料 50 新潟県保険者協議会負担金 110

本年度 前年度   上較
日     日     「月     日     国県支出金     地方債その他       2 選挙費     68     68     0     68       1 選挙管理委員     68     68     0     68
1 選挙管理委員 68 68 0 68
1 選挙管理委員 68 68 0 68 68 68

	節			説	明
<u>X</u>	分	金	額	可比	973
1 報酬			58	001 選挙管理委員会費 委員報酬 費用弁償	68 58
8 旅費			10	費用弁償	10

	款	本	年	度	前	年			本年度	き 予	・算	額	の	財	源内訳
	項							比 較	特	定	ļ	け		源	
	目	予	算	額	予	算	額		国県支出金	地	方 債	t Z	- 0	の他	一般財源
	3 監査委員費			269			293	△24							269
	1 監査委員費			269			293	△24							269
Ц															

	節			説			
区	分	金	額	<b>東近</b>	明		
1 報酬			96	001 監査委員費   - 委員報酬	26 96		
8 旅費			97	001 監査委員費 委員報酬 費用弁償 タクシー使用料	97 76		
13 使用料及び賃借	料		76				

款	本	年		前	年	度		本 年 度	更 予	算 第	項 (	の !	財	源内訳
項							比 較	特	定	財			源	
目	予	算	額	予	算	額		国県支出金	地	方 債	そ	の	他	一般財源
3 予備費			100			100	0							100
1 予備費			100			100	0							100
1 予備費			100			100	0							100
歳出合計	1	, 081	, 643	1,	, 108	, 790	△27, 147	27, 420		0			142	1, 054, 081

### 3 予備費

	節			説	明
区	分	金	額	机	רפי
					100
				予備費	100

### 給与費明細書

特別職 (単位:千円)

	寸力り4敗	· ·	単位・1	1 1/								
		職員数				給与費						借
	区分	(人)	報酬	給料	期末 手当	地域 手当	寒冷地 手当	その他 手当	計	共済費	合計	備考
	長等	2	108						108		108	
本年	議員	30	656						656		656	
年度	その他 特別職	11	224						224		224	
	計	43	988						988		988	
	長等	2	108						108		108	
前年度	議員	30	681						681		681	
度	その他 特別職	11	224						224		224	
	計	43	1, 013						1, 013		1, 013	
	長等	0	0						0		0	
比	議員	0	△ 25						△ 25		△ 25	
較	その他 特別職	0	0						0		0	
	計	0	△ 25						△ 25		△ 25	

備考 長等とは連合長及び副連合長をいい、その他の特別職とは長等及び議員以外の特別職をいう。

### 議案第7号

令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について

令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算は、別紙のとおりとする。

令和2年2月24日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 村 山 秀 幸

### 令和2年度

# 後期高齢者医療特別会計予算書

付・予算に関する説明書

新潟県後期高齢者医療広域連合

令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ267,840,492千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」に よる。

#### (一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000千円と定める。

### (歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第292条において準用する同法第220条第2項ただし書の規定 により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定 める。

2款保険給付費の各項に計上した負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生 じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月24日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 村 山 秀 幸

## 第1表 歳入歳出予算

歳 入

	款	項	金額
1	市町村支出金		46, 706, 455
		1 市 町 村 負 担 金	46, 706, 455
2	国 庫 支 出 金		89, 294, 157
		1 国 庫 負 担 金	64, 235, 119
		2 国 庫 補 助 金	25, 059, 038
3	県 支 出 金		22, 067, 589
		1 県 負 担 金	22, 067, 589
4	支 払 基 金 交 付 金		106, 944, 393
		1 支 払 基 金 交 付 金	106, 944, 393
5	特別高額医療費共同事業交		60, 495
	付金	1 特別高額医療費共同事業交	60, 495
		付金	
6	財 産 収 入		205
		1 財産運用収入	205
7	繰 入 金		2, 418, 567
		1 一般会計繰入金	948, 127
		2 基 金 繰 入 金	1, 470, 440
8	繰 越 金		1
		1 繰 越 金	1
9	県財政安定化基金借入金		1
		1 県財政安定化基金借入金	1
10	諸 収 入		348, 629
		1 預 金 利 子	1,800
		2 延滞金、加算金及び過料	2
		3 雑 入	346, 827
	歳 入	合 計	267, 840, 492

歳 出

		款				項							金		額		
1	総		務		費											1, 139	, 149
						1	総		務	읱	宇	理		費		1, 139	, 149
2	保	険	給	付	費											265, 682	2, 620
						1	療		養		Ī	渚		費		255, 315	5, 413
						2	高	割	頁 :	療	養	諸	i	費		9, 130	, 007
						3	そ	0)	他	医	療	給	付	費		1, 237	, 200
3	県財	政安定	ミ化 ៛	基金拠	出金											100	, 094
						1	県	財政	女安	定化	上基	金 拠	出出	金		100	, 094
4	特別	高額医	療費	共同事	業拠											60	, 682
	出金					1	特別	別高	額图	医療	費井	<b>卡同事</b>	業	拠		60	, 682
							出生	金									
5	保	健	事	業	費											812	2, 145
						1	健	康	保持	寺 埠	曽 進	事	業	費		812	, 145
6	諸	支		出	金											25	5, 302
						1	償	還3	金 及	び	還(	付 加	算	金		25	5, 301
						2	延			浩	带			金			1
7	公		債		費											20	, 000
						1	公			信	钅			費		20	, 000
8	予		備		費												500
						1	予			俿	前			費			500
	歳			出			合					計				267, 840	, 492

### 歳入歳出事項別明細書

総 括

歳 入

	款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1	市町村支出金	46, 706, 455	44, 892, 814	1, 813, 641
2	国 庫 支 出 金	89, 294, 157	90, 522, 900	△1, 228, 743
3	県 支 出 金	22, 067, 589	22, 774, 440	△706, 851
4	支 払 基 金 交 付 金	106, 944, 393	107, 686, 176	△741, 783
5	特別高額医療費共同事業交付金	60, 495	64, 160	△3, 665
6	財 産 収 入	205	156	49
7	繰 入 金	2, 418, 567	2, 796, 176	△377, 609
8	繰    越   金	1	1	0
9	県財政安定化基金借入金	1	1	0
1 0	諸 収 入	348, 629	305, 484	43, 145
歳	入 合 計	267, 840, 492	269, 042, 308	△1, 201, 816

		V (		本年度	予 算 額	質の財源	原 内 訳
款	本 年 度		比較	特	定財	源	40. U. N.
	予 算 額	予算額		国県支出金	地方債	その他	一般財源
1総 務 費	1, 139, 149	1, 168, 767	△29, 618	170, 365		959, 250	9, 534
2保 険 給 付 費	265, 682, 620	266, 923, 292	△1, 240, 672	110, 219, 044		128, 424, 058	27, 039, 518
3県財政安定化基金	100, 094	104, 659	△4, 565				100, 094
拠出金							
4特別高額医療費共	60, 682	64, 350	△3, 668				60, 682
同事業拠出金							
5保健事業費	812, 145	735, 438	76, 707	452, 037			360, 108
6諸 支 出 金	25, 302	25, 302	0				25, 302
7公 債 費	20,000	20, 000	0				20, 000
8予 備 費	500	500	0			500	
歳出合計	267, 840, 492	269, 042, 308	△1, 201, 816	110, 841, 446	0	129, 383, 808	27, 615, 238

款			
項	本年度予算額	前年度予算額	比較
目			
1 市町村支出金	46, 706, 455	44, 892, 814	1, 813, 641
1 市町村負担金	46, 706, 455	44, 892, 814	1, 813, 641
1 保険料等負担金	25, 622, 691	23, 661, 343	1, 961, 348
2 療養給付費負担金	21, 083, 764	21, 231, 471	△147, 707
2 国庫支出金	89, 294, 157	90, 522, 900	△1, 228, 743
1 国庫負担金	64, 235, 119	64, 587, 382	△352, 263
1 療養給付費負担金	63, 251, 294	63, 694, 413	△443, 119
2 高額医療費負担金	983, 825	892, 969	90, 856
2 国庫補助金	25, 059, 038	25, 935, 518	△876, 480
1 調整交付金	24, 625, 725	25, 029, 513	△403, 788
2 後期高齢者医療制度事業費補助金	166, 960	180, 226	△13, 266
4 後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金	266, 353	725, 779	△459, 426
3 県支出金	22, 067, 589	22, 774, 440	△706, 851
1 県負担金	22, 067, 589	22, 124, 440	△56, 851
1 療養給付費負担金	21, 083, 764	21, 231, 471	△147, 707
2 高額医療費負担金	983, 825	892, 969	90, 856
県財政安定化基金支出金	0	650, 000	△650, 000

						節				<u></u>	nu
		区				分		金	額	説	明
_											
_											
_	1	保	険 料	等	負	担	金		25, 622, 691	保険料等負担金	25, 622, 691
_	1	現	年		度		分		21, 083, 764	療養給付費負担金(現年度分)	21, 083, 764
_											
_											
	1	現	年		度		分		63, 251, 294	療養給付費負担金(現年度分)	63, 251, 294
_	1	現	年		度		分		983, 825	高額医療費負担金(現年度分)	983, 825
	1	調	整	交	1	计	金		24, 625, 725	普通調整交付金 特別調整交付金	23, 916, 336 709, 389
_	1	後期	明高齢者医	療制度	要事業	費補厚	助金		166, 960	後期高齢者医療制度事業費補助金 ・医療費適正化事業分)	全(健康診査事業 166,960
_	1		明高齢者医 対交付金	療制度	<b>E</b> 円滑	運営闘	<b>临時</b>		266, 353	後期高齢者医療制度円滑運営臨時	存特例交付金 266, 353
_											
_	1	現	年		度		分		21, 083, 764	療養給付費負担金(現年度分)	21, 083, 764
_	1	現	年		度		分		983, 825	高額医療費負担金(現年度分)	983, 825

款			
項	本年度予算額	前年度予算額	比較
目			
県財政安定化基金交付金	0	650, 000	△650, 000
4 支払基金交付金	106, 944, 393	107, 686, 176	△741, 783
1 支払基金交付金	106, 944, 393	107, 686, 176	△741, 783
1 後期高齢者交付金	106, 944, 393	107, 686, 176	△741, 783
5 特別高額医療費共同事業交付金	60, 495	64, 160	△3, 665
1 特別高額医療費共同事業交付金	60, 495	64, 160	△3, 665
1 特別高額医療費共同事業交付金	60, 495	64, 160	△3, 665
6 財産収入	205	156	49
1 財産運用収入	205	156	49
1 利子及び配当金	205	156	49
7 繰入金	2, 418, 567	2, 796, 176	△377, 609
1 一般会計繰入金	948, 127	985, 439	△37, 312
1 一般会計繰入金	948, 127	985, 439	△37, 312
2 基金繰入金	1, 470, 440	1, 810, 737	△340, 297
1 基金繰入金	1, 470, 440	1, 810, 737	△340, 297
8 繰越金	1	1	0
1 繰越金	1	1	0
1 繰越金	1	1	0
9 県財政安定化基金借入金	1	1	0
1 県財政安定化基金借入金	1	1	0
1 県財政安定化基金借入金	1	1	0

		節		-x	пп
	区	分	金額	- 説 -	明
				廃目	
_					
_					
	1 現 年 度	分	106, 944, 393	後期高齢者交付金(現年度分)	106, 944, 393
	1 特別高額医療費共同事	業交付金	60, 495	特別高額医療費共同事業交付金	60, 495
	1利子及び配	当 金	205	医療財政調整基金運用利子収入	205
_	1 事 務 費 繰	入 金	948, 127	事務費繰入金	948, 127
_					
	2 医療財政調整基金	繰入金	1, 470, 440	医療財政調整基金繰入金	1,470,440
_					
_	1 繰 越	金	1	前年度繰越金	1
_					

款			
項	本年度予算額	前年度予算額	比較
目			
10 諸収入	348, 629	305, 484	43, 145
1 預金利子	1,800	1,500	300
1 預金利子	1,800	1,500	300
2 延滞金、加算金及び過料	2	2	0
1 延滞金	1	1	0
2 過料	1	1	0
3 雑入	346, 827	303, 982	42, 845
1 第三者納付金	335, 406	293, 981	41, 425
2 返納金	3	3	0
3 雑入	11, 418	9, 998	1, 420
歳 入 合 計	267, 840, 492	269, 042, 308	△1, 201, 816

	節		⇒ <del>Y</del>	pp.
	区分	金額	説	明
	1 県財政安定化基金借入	金 1	県財政安定化基金借入金	1
_				
_				
	1 預 金 利 -	子 1,800	預金利子	1,800
_				
	1 延 滞 :	金 1	延滞金	1
_	1 過	<u> </u>	過料	1
_				
	1 第 三 者 納 付 :	金 335, 406	第三者納付金	335, 406
_	1 ) [	^	) - 44 A	
	1 返 納 :	金 3	返納金 返納金(負担割合差額分) 返納金(無資格受診分)	1 1 1
	1 雑	入 11,418	電算システム回線共有負担金 雑入	11, 374 44
_				

本年度前年度 日 予算額 予算額 上 較 特定 財 源 国県支出金 地 方 俊 そ の 他 一般 財源 1 総務管理費 1,139,149 1,168,767 △29,618 170,365 959,250 9,534 1 一般管理費 1,139,149 1,168,767 △29,618 170,365 959,250 9,534 1 一般管理費 1,139,149 1,168,767 △29,618 170,365 (組) 特別調整交付金 170,365 (組) 年務費機入金 947,627 (他) 年務費機入金 947,627 (他) 華泉 大会 11,374 (他) 雑人 44	款	大 左 库 並	左库		本年度予算額の財源内訳
日				較	
1 総務管理費     1,139,149     1,168,767     △29,618     170,365     959,250     9,534       1 一般管理費     1,139,149     1,168,767     △29,618     170,365 (国) 特別調整交付金     959,250 (国) 特別調整交付金     9,534       (他) 医療財政調整基金運用利子収入     入     205 (他) 事務費繰入金     947,627 (他) 電算システム回線共有負担金       11,374		予算額予	算 額		一般財源   国県支出金   地 方 債   そ の 他
1 一般管理費 1,139,149 1,168,767 △29,618 170,365 959,250 (国)特別調整交付金 170,365 (他)医療財政調整基金運用利子収入 205 (他)事務費繰入金 947,627 (他)電算システム回線共有負担金 11,374	1 総務費	1, 139, 149 1	1, 168, 767	29, 618	170, 365 959, 250 9, 534
(国) 特別調整交付金 170,365 (他) 医療財政調整基金運用利子収入 205 (他) 事務費繰入金 947,627 (他) 電算システム回線共有負担金 11,374	1 総務管理費	1, 139, 149 1	1, 168, 767	29, 618	170, 365 959, 250 9, 534
					170, 365 959, 250 9, 534 (国) 特別調整交付金 170, 365 (他) 医療財政調整基金運用利子収入 205 (他) 事務費繰入金 947, 627 (他) 電算システム回線共有負担金 11, 374

A 共済費		節			- - 説	明
8   旅費   790	区	分	金	額	,	177
8   旅費   790						
8   旅費   790						
10	4 共済費			50	001 業務一般管理事務費 労働者災害補償保険料	
112、761   112、761   112、761   112、761   112、761   112、761   113、761   114   114、761   114、761   114、761   114、761   114、761   114、761   114   114、761   114	8 旅費			790	普通旅費 消耗品費	
11 (	10 需用費			4, 149		
13 使用料及び貸借料	11 役務費			112, 761		
13 使用料及び賃借料	12 委託料			585, 564		
18 負担金、補助及び交付金	13 使用料及び賃借	料		187, 009	通信運搬費	83, 083
116,890   過過処理業務委託料	18 負担金、補助及	び交付金		131, 936	料	20, 494
料 34,799 審査支払電算処理業務委託料 216,140 減額証作成業務委託料 4,331 給付関係現金支給処理業務委託料 33,425 人材派遣業務委託料 10,006 高額介護合算療養費申請書入力業務 委託判 2,618 医療養園知作成業務委託料 7,253 限度証作成業務委託料 7,253 限度証作成業務委託料 965 保険料率の定チラシ 1,338 柔道整復療養費患者調査業務委託料 5,510 マイナンバーカード取得促進チラシ 作成 1,760 第三者行為求償事務負担金 13,358  003 保険料賦課経費 1,296 被扶養者情報提供料 1,296  004 電算システム経費 365,152 消耗品費 600 修繕料 2,000 通信運搬費 19,386 手数料 48 システム経費 19,386 手数料 948 システム構築等業務委託料 15,530 セキュリティ業務委託料 15,530 セキュリティ業務委託料 7,908 稼働動性対支援等業務委託料 86,163 全国町でライル保守業務委託料 86,163 全国町でライル保守業務委託料 86,163 全国町でライル保守業務委託料 86,163 全国町でライル保守業務委託料 30 特別調整交付金(結核・精神病)支援業務委託料 40,150 圧着機保守業務委託料 40,150 圧着機保守業務委託料 40,150 圧着機保守業務委託料 40,150	24 積立金			116, 890	過誤処理業務委託料	12,800
減額証作成業務委託料					料	
総付関係現金支給処理業務委託料 33, 425 人材派遣業務委託料 10,006 高額行金合算療養費申請書入力業務 委託料 2,618 医療費通知作成業務委託料 7,253 限度証作成業務委託料 965 保険料率改定チラシ 1,338 柔道整復療養費患者調査業務委託料 5,510 マイナンバーカード取得促進チラシ 作成 1,760 第三者行為求償事務負担金 13,358 003 保険料賦課経費 1,296 被扶養者情報提供料 1,296 004 電算システム経費 365,152 消耗品費 600 修繕料 200 通信運搬費 19,386 手数料 948 システム構築等業務委託料 15,530 セキュリティ業務委託料 15,530 セキュリティ業務委託料 86,163 全国町学ファイル保守業務委託料 86,163 全国町学ファイル保守業務委託料 86,163 全国町学ファイル保守業務委託料 86,163 全国町学ファイル保守業務委託料 86,163 全国町学ファイル保守業務委託料 15,530 セキュリティ業務委託料 86,163 全国町学ファイル保守業務委託料 86,163						
人材派遣業務委託料 10,006 高額介護合算療養費申請書入力業務 委託料 2,618 医療費通知作成業務委託料 7,253 限度証作成業務委託料 965 保険料率改定チラシ 1,338 柔道整復療養費患者調査業務委託料 5,510 マイナンバーカード取得促進チラシ 作成 1,760 第三者行為求償事務負担金 13,358 003 保険料賦課経費 1,296 被扶養者情報提供料 1,296 004 電算システム経費 365,152 消耗品費 600 修繕料 200 通信運搬費 19,386 手数料 948 システム構築等業務委託料 15,530 セキュリティ業務委託料 7,908 稼動維持支援等業務委託料 7,908 稼動維持支援等業務委託料 86,163 全国町字ファイル保守業務委託料 86,163 全国町字ファイル保守業務委託料 86,163 全国町字ファイル保守業務委託料 86,163 全国町字ファイル保守業務委託料 86,163 全国町字ファイル保守業務委託料 15,530						
委託料 2,618 医療費通知作成業務委託料 7,253 限度証作成業務委託料 7,253 限度証作成業務委託料 965 保険料率改定チラシ 1,338 柔道整復療養費患者調査業務委託料 5,510 マイナンバーカード取得促進チラシ 作成 1,760 第三者行為求償事務負担金 13,358  003 保険料賦課経費 1,296 被扶養者情報提供料 1,296 が接著者情報提供料 1,296 (6緒料 600) (6緒料 200) 通信運搬費 19,386 事数料 200 通信運搬費 19,386 事数料 948 システム構築等業務委託料 15,530 セキュリティ業務委託料 15,530 セキュリティ業務委託料 7,908 稼動維持支援等業務委託料 86,163 全国町宇ファイル保守業務委託料 86,163 全国町宇ファイル保守業務委託料 86,163 全国町宇ファイル保守業務委託料 40,150 圧着機保守業務委託料 40,150 圧着機保守業務委託料 106 サーバ連携用機器保守業務委託料 106					人材派遣業務委託料	10,006
医療費通知作成業務委託料 7,253 限度証作成業務委託料 965 保険料率改定チラシ 1,338 柔道整復療養費患者調査業務委託料 5,510 マイナンバーカード取得促進チラシ 作成 1,760 第三者行為求償事務負担金 13,358  003 保険料賦課経費 1,296 被扶養者情報提供料 1,296  004 電算システム経費 365,152 消耗品費 600 修繕料 200 通信運搬費 19,386 手数料 948 システム構築等業務委託料 15,530 セキュリティ業務委託料 7,908 稼動維持支援等業務委託料 7,908 稼動維持支援等業務委託料 86,163 全国町字ファイル保守業務委託料 86,163 全国町字ファイル保守業務委託料 86,163 全国町字ファイル保守業務委託料 330 特別調整交付金(結核・精神病)支援業務委託料 86,163						
保険料率改定チラシ 柔道整復療養費患者調査業務委託料 5,510 マイナンバーカード取得促進チラシ 作成 第三者行為求償事務負担金 13,358 003 保険料賦課経費 1,296 被扶養者情報提供料 1,296 004 電算システム経費 365,152 消耗品費 600 修繕料 200 通信運搬費 19,386 手数料 948 システム構築等業務委託料 15,530 セキュリティ業務委託料 7,908 稼動維持支援等業務委託料 7,908 稼動維持支援等業務委託料 86,163 全国町字ファイル保守業務委託料 86,163 全国町字ファイル保守業務委託料 330 特別調整交付金(結核・精神病)支 援業務委託料 40,150 圧着機保守業務委託料 106 サーバ連携用機器保守業務委託料 106						
<ul> <li>柔道整復療養費患者調査業務委託料 5,510</li> <li>マイナンバーカード取得促進チラシ 作成 1,760</li> <li>第三者行為求償事務負担金 13,358</li> <li>003 保険料賦課経費 1,296</li> <li>被扶養者情報提供料 1,296</li> <li>004 電算システム経費 365,152 消耗品費 600 修繕料 200 通信運搬費 19,386 手数料 948 システム構築等業務委託料 15,530 セキュリティ業務委託料 7,908 稼動維持支援等業務委託料 7,908 稼動維持支援等業務委託料 86,163 全国町字ファイル保守業務委託料 86,163 全国町字ファイル保守業務委託料 330 特別調整交付金 (結核・精神病)支援業務委託料 330 特別調整交付金 (結核・精神病)支援等務委託料 106 圧着機保守業務委託料 106 サーバ連携用機器保守業務委託料 106</li> </ul>					限度証作成業務委託料	965
マイナンバーカード取得促進チラシ 作成 1,760 第三者行為求償事務負担金 13,358      13,358      1003 保険料賦課経費 1,296 被扶養者情報提供料 1,296      1004 電算システム経費 365,152 消耗品費 600 修繕料 200 修繕料 200 通信運搬費 19,386 手数料 948 システム構築等業務委託料 15,530 セキュリティ業務委託料 7,908 稼動維持支援等業務委託料 7,908 稼動維持支援等業務委託料 7,908 稼動維持支援等業務委託料 86,163 全国町字ファイル保守業務委託料 330 特別調整交付金(結核・精神病)支 援業務委託料 40,150 圧着機保守業務委託料 106 サーバ連携用機器保守業務委託料 106						
作成 第三者行為求償事務負担金 13,358 003 保険料賦課経費 1,296 被扶養者情報提供料 1,296 004 電算システム経費 365,152 消耗品費 600 修繕料 200 通信運搬費 19,386 手数料 948 システム構築等業務委託料 15,530 セキュリティ業務委託料 7,908 稼動維持支援等業務委託料 7,908 稼動維持支援等業務委託料 86,163 全国町字ファイル保守業務委託料 330 特別調整交付金(結核・精神病)支 援業務委託料 40,150 圧着機保守業務委託料 106 サーバ連携用機器保守業務委託料 106					未但定该原 <b>食</b> 貝芯有,們且未伤女。	
第三者行為求償事務負担金 13,358  003 保険料賦課経費 1,296 被扶養者情報提供料 1,296  004 電算システム経費 365,152 消耗品費 600 修繕料 200 通信運搬費 19,386 手数料 948 システム構築等業務委託料 15,530 セキュリティ業務委託料 7,908 稼動維持支援等業務委託料 86,163 全国町字ファイル保守業務委託料 86,163 全国町字ファイル保守業務委託料 330 特別調整交付金(結核・精神病)支援業務委託料 40,150 圧着機保守業務委託料 40,150 圧着機保守業務委託料 106 サーバ連携用機器保守業務委託料 288						
003 保険料賦課経費 1,296 被扶養者情報提供料 1,296 004 電算システム経費 365,152 消耗品費 600 修繕料 200 通信運搬費 19,386 手数料 948 システム構築等業務委託料 15,530 セキュリティ業務委託料 7,908 稼動維持支援等業務委託料 86,163 全国町字ファイル保守業務委託料 86,163 全国町字ファイル保守業務委託料 330 特別調整交付金(結核・精神病)支 援業務委託料 40,150 圧着機保守業務委託料 106 サーバ連携用機器保守業務委託料 106						
被扶養者情報提供料 1,296  004 電算システム経費 365,152 消耗品費 600 修繕料 200 通信運搬費 19,386 手数料 948 システム構築等業務委託料 15,530 セキュリティ業務委託料 7,908 稼動維持支援等業務委託料 86,163 全国町字ファイル保守業務委託料 86,163 全国町字ファイル保守業務委託料 330 特別調整交付金(結核・精神病)支援業務委託料 40,150 圧着機保守業務委託料 106 サーバ連携用機器保守業務委託料 106						
消耗品費 600 修繕料 200 通信運搬費 19,386 手数料 948 システム構築等業務委託料 15,530 セキュリティ業務委託料 7,908 稼動維持支援等業務委託料 86,163 全国町字ファイル保守業務委託料 86,163 全国町字ファイル保守業務委託料 330 特別調整交付金(結核・精神病)支 援業務委託料 40,150 圧着機保守業務委託料 106 サーバ連携用機器保守業務委託料 288					I .	
修繕料 200 通信運搬費 19,386 手数料 948 システム構築等業務委託料 15,530 セキュリティ業務委託料 7,908 稼動維持支援等業務委託料 86,163 全国町字ファイル保守業務委託料 330 特別調整交付金(結核・精神病)支 援業務委託料 40,150 圧着機保守業務委託料 106 サーバ連携用機器保守業務委託料 288						
通信運搬費 19,386 手数料 948 システム構築等業務委託料 15,530 セキュリティ業務委託料 7,908 稼動維持支援等業務委託料 86,163 全国町字ファイル保守業務委託料 330 特別調整交付金(結核・精神病)支 援業務委託料 40,150 圧着機保守業務委託料 106 サーバ連携用機器保守業務委託料 288						
手数料948システム構築等業務委託料15,530セキュリティ業務委託料7,908稼動維持支援等業務委託料86,163全国町字ファイル保守業務委託料330特別調整交付金(結核・精神病)支接業務委託料援業務委託料40,150圧着機保守業務委託料106サーバ連携用機器保守業務委託料288						
セキュリティ業務委託料 7,908 稼動維持支援等業務委託料 86,163 全国町字ファイル保守業務委託料 330 特別調整交付金(結核・精神病)支 援業務委託料 40,150 圧着機保守業務委託料 106 サーバ連携用機器保守業務委託料 288					, , _ ,	
稼動維持支援等業務委託料 86,163   全国町字ファイル保守業務委託料 330   特別調整交付金(結核・精神病)支援業務委託料 40,150   圧着機保守業務委託料 106   サーバ連携用機器保守業務委託料 288						
全国町字ファイル保守業務委託料330特別調整交付金(結核・精神病)支接業務委託料40,150圧着機保守業務委託料106サーバ連携用機器保守業務委託料288						
特別調整交付金(結核・精神病)支援業務委託料40,150近着機保守業務委託料106サーバ連携用機器保守業務委託料288						
圧着機保守業務委託料106サーバ連携用機器保守業務委託料288					特別調整交付金(結核・精神病)	
サーバ連携用機器保守業務委託料 288						
電鼻システム資借料 186,965					電算システム賃借料	186, 965
番号制度負担金 6,578						

款	本 年 度	前年度		本 年 度 予 算	額の財源内訳
項			比較	特定	財源 一般財源
<b>□</b>	予 算 額	予算額		国県支出金 地 方 化	責その他

	節			≅X	pH
区	分	金	額	- 説	明
				回りの    回りでは、     回りでは、    回りでは、    回りでは、    回りでは、    回りでは、    回りでは、    回りでは、     回りでは、    回りでは、    回りでは、    回りでは、    回りでは、    回りでは、    回りでは、     回りでは、    回りでは、    回りでは、    回りでは、    回りでは、    回りでは、    回りでは、     回りでは、    回りでは、    回りでは、    回りでは、    回りでは、    回りでは、    回りでは、     回りでは、    回りでは、    回りでは、    回りでは、    回りでは、    回りでは、    回りでは、     回りでは、    回りでは、    回りでは、    回りでは、    回りでは、    回りでは、    回りでは、     回りでは、    回りでは、    回りでは、    回りでは、    回りでは、    回りでは、    回りでは、     回りでは、    回りでは、    回りでは、    回りでは、    回りでは、    回りでは、    回りでは、     回りでは、    回りでは、    回りでは、    回りでは、    回りでは、    回りでは、    回りでは、     回りでは、    回りでは、    回りでは、    回りでは、    回りでは、    回りでは、    回りでは、     回りでは、    回りでは、    回りでは、    回りでは、     回りでは、	205 19, 064 9, 324

款	本	年	度	前	年	度			本	年	度	子	, 第	1 客	須 (	カ	財	源	内	訳	
項							比	較	特			定		財			源		般具	十 刈足	î
目	予	算	額	予	算	額			国県:	支出	出金	地	方	債	そ	の	他		<b>利又</b> 5	<b>小</b>	
2 保険給付費	265,	682,	620	266,	923,	292	△1, 240, 6	572	110, 2	219,	044				128,	, 424	1, 05	8 27	7, 039	, 518	8
1 療養諸費	255,	315,	413	256,	787,	514	$\triangle 1$ , 472, 1	.01	106, 4	<b>1</b> 73,	213				123,	, 980	), 19	1 24	1, 862	2, 009	9
2 療養費	248,	876,				, 402	△1, 150, 1  △118, 4			国) (1) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	療)高)普療)高)療)後)特金第 958	給 医調給 医 給 高 高 者	費養費費者医付金	1担	59, 22, 19, 22, 19, 2 (引 2 (10), 100, 100, 100, 100,	現5見9838年42年3年838年42年3年43年42年3年42年3年42年3年42年3	度,度,82844分0分28分0分28分0分28分0分28分0分28分0分28分0分368	7 11 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	193	6, 644 6, 27	
	-,			-,					(国 (原 (他 (他		療)普療)療)後)特金養 通養 養 期 別	_ 給 調給 給 高 高 者	交骨 費 者 医療	金   担金   担金   付金   費井	全(引 全(引	現年449 170 149 149 149 149 149 149 149 149 149 149	度矣,881,109,665,665,665	分 7 9 分 2 分 3 分 7		,	
3 食事・生活療養費	3,	536,	094	3,	998,	, 223	∆462, 1	29	(国 (国 (世 (他 (他		)普療)療)後)特金		交骨 費 者 医療	金   担金   担金   付金   費井	之 (引 之 (引 之 (引	現年 320 320 32年 28年 28年 433 433	,68 ,52 ,56 ,56 ,56 ,56 ,56 ,56	子 7 4 分 2 分 3 分 3	364	., 19	6

	節			≅X	HH
区	区分		額	説	明
18 負担金、補助及び交付会	È		248, 318, 245	001 療養給付費 療養給付費	248, 318, 245 248, 318, 245
18 負担金、補助及び交付会	À.		1, 876, 672	001 療養費 療養費	1,876,672 1,876,672
18 負担金、補助及び交付会	<b>全</b>		3, 536, 094	001 食事・生活療養費 食事・生活療養費	3, 536, 094 3, 536, 094

款	本	年		前	年	度			本	年	度	子	- 第	ī 客	頁の	) [	材	源	内	訳	Τ
項	77*	,	X	נינו	1	X	比	較	特			定		財			源				
	予	算	額	予	算	額			国県	支出	金	地	方	債	そ	の	他	_	般身	才源	
4 訪問看護療養費		987,	, 272		720,	, 687		266, 58	(国 (国 (男 (化 (化	国) 别也 为 为 为 为 为 为 为 为 为 为 为 为 为 为 为 为 为 为	寮)普寮)寮)後)特金養 通養 養 期 別	給 調給 給 高 高	交付費 費 者交	金担金担金付金	<ul><li>党 ②</li><li>党 ②</li><li>党 ②</li><li>(現 現 現 現 )</li></ul>	年月36,89,78,78,78,78,78,78,78,78,78,78,78,78,78,	673 490 891 91 91 64		10)	, 682	
5 特別療養費			1			1		(	)											1	
6 移送費		1,	, 040			600		440	(国 (国 (男 (化	国) <sup>3</sup>	)善療)療)後)	給 調給 給 高	交付 費負 費負	·金 ·担金 ·担金 ·付金	(現)	年 [年 ] [年]	246 93 安 82 82 82 82			119	
7審查支払手数料		596,	, 089		604,	, 464		△8, 375											596	6, 089	

	節			≅X	п
区	分	金	額	説	明
18 負担金、補助》	及び交付金		987, 272	001 訪問看護療養費 訪問看護療養費	987, 272 987, 272
18 負担金、補助》	及び交付金		1	001 特別療養費 特別療養費	1
18 負担金、補助	及び交付金		1,040	001 移送費 移送費	1, 040 1, 040
12 委託料			596, 089	001 審查支払手数料審查支払業務委託料	596, 089 596, 089

款	本年度	前年度		本 年 度 予 算 額 の 財 源	京 内 訳
項			比 較	特 定 財 源	40. D.I. Vrc
	予 算 額	予 算 額		国県支出金地方債その他	一般財源
2 高額療養諸費	9, 130, 007	8, 970, 378	159, 629	3, 745, 831 4, 443, 867	940, 309
1 高額療養費	8, 858, 025	8, 542, 261	315, 764	3,634,247 (国)療養給付費負担金(現年度分) 2,123,491 (国)普通調整交付金 802,926 (県)療養給付費負担金(現年度分) 707,830 (他)療養給付費負担金(現年度分) 707,830 (他)後期高齢者交付金(現年度分) 707,830 (他)後期高齢者交付金(現年度分) 3,590,369 (他)特別高額医療費共同事業交付金 2,030 (他)第三者納付金 11,260	912, 289
2 高額介護合算療養費	271, 982	428, 117	△156, 135	111,584	28, 020

	節			説	明
区	分	金	額	武化	193
18 負担金、補助及	び交付金		8, 858, 025	001 高額療養費高額療養費	8, 858, 025 8, 858, 025
18 負担金、補助及	び交付金		271, 982	001 高額介護合算療養費 高額介護合算療養費	271, 982 271, 982

款	本 年 度	前年度		本年度予算	頁の財源内訳
項			比 較	特 定 財	源
目	予 算 額	予 算 額		国県支出金 地 方 債	その他
3 その他医療給 付費	1, 237, 200	1, 165, 400	71, 800		1, 237, 200
3 その他医療給付費 1 葬祭費	1, 237, 200				1, 237, 200

	節			<b>≘</b> ਮ	п
区	分	金	額	説	明
18 負担金、	補助及び交付金		1, 237, 200	001 葬祭費 葬祭費	1, 237, 200 1, 237, 200

款	本	年	度	前	年	度			本	年 度	ŧ 于	→ 第	ī 客	頁	の	財	源内訳
項							比	較	特		定		財			源	
	予	算	額	予	算	額			国県	支出金	地	方	債	そ	0)	他	一般財源
3 県財政安定化基金拠出金		100,	, 094		104,	, 659		△4, 565									100, 094
1 県財政安定化 基金拠出金		100,	, 094		104,	, 659		△4, 565									100, 094
基金拠出金  1 県財政安定化 基金拠出金			, 094			, 659		$\triangle 4,565$									100, 094

### 3 県財政安定化基金拠出金

	節			₹X	PH
区	分	金	額	説	明
18 負担金、補助及び	交付金		100, 094	001 県財政安定化基金拠出金 財政安定化基金拠出金	100, 094 100, 094

	款	本	年		前	年	度			本	年	度	予 算	草客	頁	の	財	源	可 訳	
	項							比	較	特		定		財			源	4.4		
	目	予	算	額	予	算	額			国県	支出	金地	方	債	そ	の	他	一 彤	財源	
2	1 特別高額医療費 共同事業拠出金		60	, 682		64,	, 350		△3, 668										60, 682	;
	1 特別高額医療 費共同事業拠 出金		60,	, 682		64,	, 350		△3, 668	}									60, 682	2
ſ	1 特別高額医療 費共同事業拠 出金		60,	, 495		64,	, 160		△3, 665										60, 495	5
	2 特別高額医療事務費拠出金			187			190												187	

# 4 特別高額医療費共同事業拠出金

	節			<b>⊒</b> ₩	88
区	分	金	額	説	明
18 負担金、補	助及び交付金		60, 495	001 特別高額医療費共同事業拠出金 特別高額医療費共同事業拠出金 60	60, 495 , 495
18 負担金、補	助及び交付金		187	001 特別高額医療費共同事業事務費拠出金 特別高額医療費共同事業事務費拠出金	187

款	本	年		前	年				本 年 度	更 予	算	割	頁	の	財	源	内	訳
項							比	較	特	定		財			源		An. D.I	Mari
目	予	算	額	予	算	額			国県支出金	地	方	債	そ	の	他	_	般 財	源
5 保健事業費		812,	145		735,	, 438		76, 707	452, 037	,							360,	108
1 健康保持増進事業費		812,	, 145		735,	, 438		76, 707	452, 037	,							360,	108
1 健康診査費		627,	, 913		620,	, 614		7, 299	(国)後期 助金	月調整 月高齢 全(健 三化事	者医 康診	寮制 査事	∬度 事業	事業・医	,911 費補 療費 ,960		330,	042
2 その他健康保持増進事業費		184,	, 232		114,	, 824		69, 408	154, 166(国)特別	調整	交付₹	金		154	, 166		30,	066

# 5 保健事業費

	節			- 説	明
区	分	金	額	<b>前</b> 龙	97
12 委託料 18 負担金、補助及び	でで付金		613, 652 14, 261	001 健康診查事業費 健康診查業務委託料 歯科健診業務委託料 後期高齢者医療特別対策補助金	627, 913 579, 664 33, 988 14, 261
11 役務費			515		184, 232
12 委託料			89, 699	通信運搬費 手数料 低栄養・重症化予防等業務委託料	405 110 18, 012
18 負担金、補助及び	交付金		94, 018	ででは、 での他健康保持増進業務委託料 一体的実施委託料 後期高齢者医療特別対策補助金	2, 687 69, 000 94, 018

款	本	年	度	前	年	度		本	年月	度 -	予算	草 客	頁	の	財	源戸	7 訳	
項							比 較	特		定		財			源	ń		
目	予	算	額	予	算	額		国県	支出金	地	方	債	そ	の	他	一形	財源	
6 諸支出金		25,	302		25,	, 302	0										25, 302	
1 償還金及び還 付加算金		25,	, 301		25,	, 301	0										25, 301	
1 保険料還付金		25,	, 000		25,	, 000	0										25, 000	
2 償還金			1			1	0										1	
3 還付加算金			300			300	0										300	

# 6 諸支出金

_	T					
		節			説	明
	区	分	金	額	,,,	21
_						
	22 償還金利子及び割	引料		25, 000	001 保険料還付金 保険料還付金	25, 000 25, 000
	22 償還金利子及び割	引料		1	001 償還金 国庫負担金返還金	1 1
	22 償還金利子及び割	引料		300	001 還付加算金 還付加算金	300 300

款	本	年		前	年				本 年 度	· 予	5 第	1 客	<b>頁</b>	Ø .	財	源	内	訳	Γ
項							比 較	٤	特	定		財			源				
目	予	算	額	予	算	額		•	国県支出金	地	方	債	そ	の	他	<del>  - ;</del>	般其	才源	
2 延滞金			1			1		0										1	
1 延滞金			1			1		0										1	
																			$\perp$

		節			₹X	明
	区	分	金	額	- 説	1973
_						
	22 償還金利子及び割引料			1	001 延滞金 延滞金	1 1
_						

款	本	年		前	年	度			本	年	度	予第	1 客	頁	の	財	源 内 訳	
項							比	較	特		定		財			源	40 DI W	_
目	予	算	額	予	算	額			国県	支出金	地	方	債	そ	の	他	一般財源	泉
7 公債費		20	, 000		20,	, 000		0									20, 00	00
1 公債費		20	, 000		20,	, 000		0									20, 00	00
1 利子		20	, 000		20,	, 000		0									20, 00	00

# 7 公債費

	節			説	明
区	分	金	額	17年	179
22 償還金利子及び割引料			20, 000	001 一時借入金利子 一時借入金利子	20, 000

款	本	年	度	前	年	度		本 年 度	子 算 往	類の	財	原内訳
項		,	~	13.3	'	~	比 較	特	定則	t	源	40. D L Nee
	予	算	額	予	算	額		国県支出金	地方債	そ の	他	一般財源
8 予備費			500			500	0				500	
1 予備費			500			500	0				500	
1 予備費			500			500	0	(他)事務	· 費繰入金 		500 500	
歳 出 合 計	267	. 840	, 492	269	. 042	, 308	△1, 201, 816	110. 841. 446	(	129, 38	3. 808	27, 615, 238
//A HI II III	201	, 510	, 102		, 0 10	, 500				120,00	J, 000	2., 510, 200

# 8 予備費

		節			説	明
	<u>X</u>	分	金	額	□ 元/L	97
_						
_					001 予備費 予備費	500 500
_						
_						

# 令和2年2月議会定例会提出議案の概要

議案 番号	件名	主な内容
1	副広域連合長の選任について	広域連合規約第12条第4項の規定により議 会の同意を求めるもの
2	専決処分について 専決第1号 新潟県市町村総合事務組合を組織する 地方公共団体の数の減少及び新潟県市 町村総合事務組合規約の変更について	令和2年3月31日限りで新発田地域老人福祉保健事務組合が脱退し、令和2年4月1日から下越障害福祉事務組合が組合の名称を変更することに伴う規約の変更について、新潟県市町村総合事務組合の国に対する許可申請期限までに変更する必要があることから専決処分としたもの
3	新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・ 個人情報保護審査会条例の一部改正につい て	新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護 条例の改正を踏まえ、所要の改正を行うもの
4	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者 医療に関する条例の一部改正について	令和2年度及び令和3年度の保険料について、所得割率及び均等割額を定めるとともに、国の制度改正に伴う保険料の賦課限度額の引き上げ等に伴う所要の改正を行うもの
5	新潟県後期高齢者医療広域連合第3次広域 計画の一部改定について	令和2年度から実施する高齢者の保健事業と 介護予防の一体的な実施に伴う所要の改定を 行うもの
6	令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合 一般会計予算について	歳入歳出総額 1,081,643千円
7	令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計予算について	歳入歳出総額 267,840,492千円

# 議案第1号関係

副広域連合長の選任について

# 議案第1号関係資料

議案第1号 副広域連合長の選任について

# 1 選任方法

副広域連合長は、関係市町村の長のうちから、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。

(新潟県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項)

### 2 任期

副広域連合長の任期は、当該関係市町村の長としての任期による。 (新潟県後期高齢者医療広域連合規約第13条)

出雲崎町長の任期満了日:令和6年2月3日

# 議案第2号関係

# 専決第1号

新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県 市町村総合事務組合規約の変更について

# 議案第2号関係資料

議案第2号 専決処分について

専決第1号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体 の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変 更について

# 1 規約変更の理由

令和2年3月31日限りで新発田地域老人福祉保健事務組合が脱退し、令和2年4月1日から下越障害福祉事務組合が組合の名称を変更することに伴い、構成団体である本広域連合においても新潟県市町村総合事務組合の規約の変更について議決が必要であるため

### 2 専決処分とした理由

当該規約の変更に際し、構成団体の規約変更協議書の提出期限を令和元年 12月27日としていたことから、この期限において広域連合議会の招集が 困難であったため

以上の理由により、令和元年11月25日付けで専決処分を行ったもの

6 地方公務員災害補償法(昭和42年法律

第121号) 第69条及び第70条に規定する

(略)、下越福祉行政組合、新発田地域

広域事務組合、加茂市·田上町消防衛生

# 新潟県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

新旧対照表					
新			旧		
新潟県市町村総合事務組合規約			新潟県市町村総合事務組合規約		
	平成16年1月23日	ı		平成16年1月23日	
	総行市第30号	7		総行市第30号	
   別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
(略)、下越福祉行政組合、新発田地域広	「城事務組合、加茂市・田上町消防衛生		(略)、下越障害福祉事務組合、新発田	地域広域事務組合、新発田地域老人福祉保	
保育組合(略)			健事務組合、加茂市・田上町消防衛生保育	<b>「組合(略)</b>	
別表第2(第3条関係)			別表第2(第3条関係)		
共同処理する事務	組合市町村等		共同処理する事務	組合市町村等	
1 地方自治法 (昭和22年法律第67号)	(略)、下越福祉行政組合、新発田地		1 地方自治法(昭和22年法律第67号)	(略)、下越障害福祉事務組合、新発田	
	域広域事務組合、十日町地域広域事務		第204条第2項の規定による組合市町村等	地域広域事務組合、新発田地域老人福祉保	
の常勤の職員及びその遺族に対する退職手   デー 当の支給	組合(略)		の常勤の職員及びその遺族に対する退職手当の支給	<u>健事務組合</u> 、十日町地域広域事務組合 (略)	
2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)	(略)、下越福祉行政組合、新発田地		2 地方公務員法(昭和25年法律第261	(略)、下越障害福祉事務組合、新発	
	域広域事務組合、十日町地域広域事務		号)第7条第3項の規定による公平委員会	田地域広域事務組合、新発田地域老人福	
	組合(略)		の設置	祖保健事務組合、十日町地域広域事務組	
3 地方公務員法第8条第2項に規定する	(略)、下越福祉行政組合、新発田地域			合 (略)	
公平委員会の権限	広域事務組合、十日町地域広域事務組		3 地方公務員法第8条第2項ご規定する	(略)、下越障害福祉事務組合、新発田	
	合 (略)		公平委員会の権限	地域広域事務組合、新発田地域老人福山保	
	(略)、下越福祉行政組合、新発田地			<u>健事務組合</u> 、十日町地域広域事務組合	
	域広域事務組合、新潟県中東福祉事務		4 地方公務員法第17条の2第2項ご規定		
	組合(略)		する職員の採用試験及び同法第21条の4	(略)、 <u>下越障害福祉事務組合</u> 、新発 田地域広域事務組合、新発田地域老人福	
等の任命権者の指定したもの	7		第1項に規定する昇任試験のうち組合市町	社保健事務組合、新潟県中東福祉事務組	
5 地方公務員法第39条第2項ご規定する職	(略)、下越福祉行政組合、新発田地		村等の任命権者の指定したもの	合(略)	
	域広域事務組合、十日町地域広域事務		5 地方公務員法第39条第2項ご規定する	(略)、下越障害福祉事務組合、新発	
の指定したもの	組合(略)		職員の研修のうち組合市町村等の任命権	田地域広域事務組合、新発田地域老人福	
			+ a + + 1 a	+1/ロ/+++7/6/01 \	

祉保健事務組合、十日町地域広域事務組

合 (略)

者の指定したもの

新	旧	
非常勤の職員に対する公務上の災害又は通 保育組合 (略) 勤による災害に対する補償に関する事務	6 地方公務員災害補償法(昭和42年法律 (略)、 <u>下越障害福祉事務組合</u> 、新発田 第121号)第69条及び第70条に規定する 地域広域事務組合 <u>、新発田地域老人福出保</u>	
7~16 (略) 7~16 (略)	非常勤の職員に対する公務上の災害又は通 <u>健事務組合</u> 、加茂市・田上町消防衛生保育 勤による災害に対する補償に関する事務 組合(略)	
附 <u>則</u> この規約は、令和2年4月1日から施行する。	第10年30次音(2対 9 3 年 5 日 5 日 6 日 7 ~ 1 6 日 7 ~ 1 6 日 6 日 7 ~ 1 6 日	

# 議案第3号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正 について

# 議案第3号関係資料

議案第3号 新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条 例の一部改正について

### 1 一部改正の理由

新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例を引用している箇所について、平成30年の同条例改正時に行うべきであったが、改正漏れがあったことから、所要の改正を行うもの

# 2 条例改正の概要

- (1) 新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例に沿うよう内容を 改正
- 3 施行日

公布の日

# 新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

# 新旧対照表

条例第8号条例第8号(定義) 第2条 (略)(定義) 第2条 (略)(1) 実施期間 情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条 <u>第4号</u> に規定する実施機関をいう。(1) 実施期間 情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条 <u>第2号</u> に規定する実施機関をいう。(2) 行政文書 情報公開条例第2条第2号及び個人情報保護条例第2条 に規定する行政文書をいう。(2) 行政文書 情報公開条例第2条第2号及び個人情報保護条例第2条 第4号 に規定する行政文書をいう。	A THE ALL MANAGEMENT AND A STREET AND A STRE	
平成19年3月1日 条例第8号 (定義) 第2条 (略) (定義) 第2条 (略) (定義) 第2条 (略) (に義) 第2条 (略) (に表) 第2条 (略) (1) 実施期間 情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条 <u>第4号</u> に規定する実施機関をいう。 (2) 行政文書 情報公開条例第2条第2号及び個人情報保護条例第2条 <u>第6号</u> に規定する行政文書をいう。 (3) 保有個人情報 個人情報保護条例第2条 <u>第7号</u> に規定する保有個人情報を (3) 保有個人情報 個人情報保護条例第2条 <u>第5号</u> に規定する保有個人情報を (3) 保有個人情報 個人情報保護条例第2条 <u>第5号</u> に規定する保有個人情報を	新	旧
<ul> <li>条例第8号</li> <li>(定義)</li> <li>第2条 (略)</li> <li>(定義)</li> <li>第2条 (略)</li> <li>(定義)</li> <li>第2条 (略)</li> <li>(1) 実施期間 情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条<u>第4号</u> に規定する実施機関をいう。</li> <li>(2) 行政文書 情報公開条例第2条第2号及び個人情報保護条例第2条<u>第6号</u> に規定する行政文書をいう。</li> <li>(2) 行政文書 情報公開条例第2条第2号及び個人情報保護条例第2条<u>第4号</u> に規定する行政文書をいう。</li> <li>(3) 保有個人情報 個人情報保護条例第2条<u>第5号</u>に規定する保有個人情報</li> </ul>	新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開·個人情報保護審査会条例	新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例
(定義) 第2条 (略)(定義) 第2条 (略)(定義) 第2条 (略)(1) 実施期間 情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条 <u>第4号</u> に規定する実施機関をいう。 (2) 行政文書 情報公開条例第2条第2号及び個人情報保護条例第2条 <u>第6号</u> に規定する行政文書をいう。 (3) 保有個人情報 個人情報保護条例第2条 <u>第7号</u> に規定する保有個人情報を (2) 行政文書をいう。 (3) 保有個人情報 個人情報保護条例第2条 <u>第5号</u> に規定する保有個人情報を (3) 保有個人情報 個人情報保護条例第2条 <u>第5号</u> に規定する保有個人情報	平成19年3月1日	平成19年3月1日
第2条 (略)  (1) 実施期間 情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条 <u>第4号</u> に規定する実施機関をいう。 (2) 行政文書 情報公開条例第2条第2号及び個人情報保護条例第2条 <u>第6号</u> に規定する行政文書をいう。 (3) 保有個人情報 個人情報保護条例第2条 <u>第7号</u> に規定する保有個人情報を (3) 保有個人情報 個人情報保護条例第2条 <u>第5号</u> に規定する保有個人情報。個人情報保護条例第2条 <u>第5号</u> に規定する保有個人情報。	条例第8号	条例第8号
に規定する実施機関をいう。 (2) 行政文書 情報公開条例第2条第2号及び個人情報保護条例第2条 <u>第6号</u> に規定する行政文書をいう。 (3) 保有個人情報 個人情報保護条例第2条 <u>第7号</u> に規定する保有個人情報を (3) 保有個人情報 個人情報保護条例第2条 <u>第5号</u> に規定する保有個人情報を (3) 保有個人情報 個人情報保護条例第2条 <u>第5号</u> に規定する保有個人情報を	V = V V	
	に規定する実施機関をいう。 (2) 行政文書 情報公開条例第2条第2号及び個人情報保護条例第2条 <u>第6号</u> に規定する行政文書をいう。 (3) 保有個人情報 個人情報保護条例第2条 <u>第7号</u> に規定する保有個人情報を	<ul><li>(2) 行政文書 情報公開条例第2条第2号及び個人情報保護条例第2条<u>第4号</u>に規定する行政文書をいう。</li><li>(3) 保有個人情報 個人情報保護条例第2条<u>第5号</u>に規定する保有個人情報を</li></ul>

附則

この条例は、公布の日から施行する。

-

# 議案第4号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

# 議案第4号関係資料

議案第4号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の 一部改正について

#### 1 一部改正の理由

令和2年度及び令和3年度の保険料率の改定並びに保険料賦課限度額の引き上げ及び低所得者に対する保険料軽減対象の拡充を行うため、所要の改正を 行うもの

#### 2 条例改正の概要

(1)保険料率の改定(第9条及び第10条)

令和2年度及び令和3年度の保険料率について、平成30年度及び 平成31年度の保険料率から引き上げる。

均等割額: 40,400円(現行 36,900円) 所得割率: 7.84%(現行 7.40%)

- (2) 保険料賦課限度額の引き上げ(第11条) 保険料の賦課限度額を62万円から64万円に引き上げる。
- (3) 保険料軽減対象者の拡充(第15条)
  - ①5割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を28万円から28万5千円に引き上げる。
  - ②2割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を51万円から52万円に引き上げる。

#### 3 施行日

令和2年4月1日

# 議案第4号参考資料

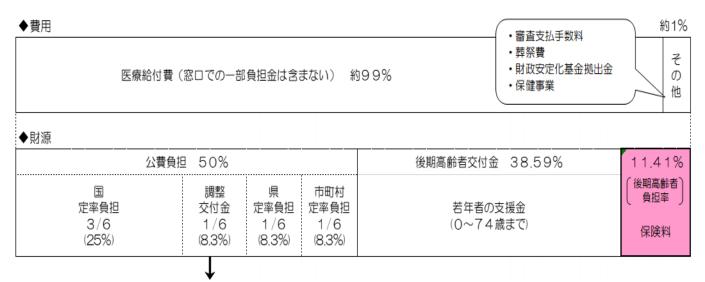
# (1)保険料率の改定

# ■概要

- ・後期高齢者医療制度では、財政の均衡を保つため、概ね2年に一度、保険料率の見 直しを行うこととされています。(高齢者の医療の確保に関する法律第104条)
- 今年度は令和2年度及び令和3年度の保険料率について見直しを行いました。 国から示された基礎数値と、今後予想される被保険者数や医療費の動向を踏まえて 算定を行った結果、財源不足が見込まれるため、<u>保険料率の引き上げを</u>お願いする ものです。

# ■医療費と財源

- 高齢者の医療費の財源について、約5割を公費、約4割を若い世代の保険料、残りの約1割を被保険者である高齢者が負担すべき保険料とすることにより、それぞれの負担割合を明確なものとしています。
- ・保険料は、高齢者の増加と若年者が減少することを踏まえ、双方の世代の負担の均衡を図るために、2年ごとに見直しを行います。国から示される後期高齢者の負担割合(後期高齢者負担率)は、年々増加傾向にあります。



全国の広域連合間における所得の不均衡による賦課水準を 是正するために国から配分されます。

# ■算定の条件

- ① 国から提示される基礎数値について
- 後期高齢者負担率の増加

11.18% ⇒ **11.41%** 

· 診療報酬改定 令和元.10 改定分▲0.07% 令和 2.4 改定分+0.10%

- ② 令和2年度以降に予想される状況
- 平均被保険者数の減少 令和元: 375,457 人 ⇒ 令和 2: 373,556 人 ⇒ 令和 3: 369,055 人
- 一人当たり医療給付費の増加(診療報酬改定の影響を加味したもの) 令和元: 699,881 円 ⇒ 令和 2: 706,318 円 ⇒ 令和 3: 712,523 円
- ③ 令和2年度に行われる制度改正(料率とあわせて条例改正を行う)

・保険料賦課限度額の引き上げ62万円 ⇒ 64万円

• 保険料均等割軽減判定所得基準額の変更

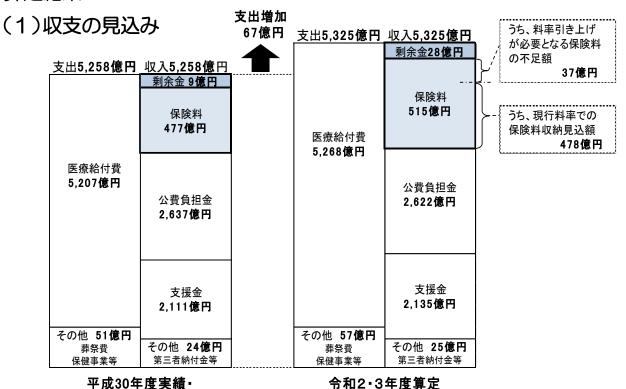
5割軽減:33万円+28万円×世帯の被保険者数

⇒ 33 万円+28.5 万円×世帯の被保険者数

2割軽減:33 万円+51 万円×世帯の被保険者数

⇒ 33 万円+**52 万円**×世帯の被保険者数

#### ■算定結果



- 平成30年度及び令和元年度において生じると見込まれる剰余金28億円は全額活用します。
- ・新潟県設置の財政安定化基金(令和2・3年度に活用可能な金額は18億円)は、次回令和 4・5年度以降の料率改定における団塊の世代の後期高齢者年齢到達に伴う医療費の増加 を見据え、新潟県との協議の結果、今回は活用しないこととします。

#### (2)新保険料率(案)

令和元年度実績見込

#### 【現行の保険料率】

均等割額 36,900 円

所得割率 7.40%

平均保険料

(軽減前) 64,669円

(軽減後) 50,393 円



#### 【新保険料率(案)】

均等割額 40,400円…3,500円の増

所得割率 7.84%… 0.44%の増

#### 平均保険料

(軽減前) 69,612円…4,943円の増

(軽減後) 53,989円…3,596円の増

# (3) 改定保険料のモデルケース(単身世帯、年金収入のみの場合)

収入額	軽減の状況	現行保険料	新保険料	増 額
80 万円	均等割了割軽減	11,000円	12,100円	1,100円 (月額 92円)
150万円	均等割 7.75 割軽減	8,300円	9,000円	700円 (月額 59円)
180万円	均等割5割軽減	38,400円	41,300円	2,900円 (月額 242円)
220万円	均等割2割軽減	79,100円	84,800円	5,700円 (月額 475円)
300万円	均等割 軽減なし	145,600円	155,600円	10,000円 (月額 834円)

# ■保険料率の他広域連合との比較(全国順位)

			平成28・29年度	平成30・令和元年度
	全	国平均	45, 289円	45, 116円
	亲	「潟県	35,300円 (47位)	36,900円 (47位)
		1位	(福岡県) 56,085円	(福岡県) 56,085円
+5.555年1195	上位	2位	(高知県) 54,394円	(高知県) 54,394円
均等割額		3位	(徳島県) 52,913円	(徳島県) 52,913円
		45位	<b>%</b> 1	(茨城県)39,500円
	下位	46位	(岩手県)38,000円	(岩手県)38,000円
		47位	(新潟県)35,300円	(新潟県) 36,900円
	全	国平均	9.09%	8.81%
	新潟県		7.15% (47位)	7.40% (46位)
	上位	1位	(高知県) 11.42%	(高知県) 11.42%
		2位	(福岡県) 11.17%	(福岡県) 10.83%
所得割率		<u></u> 3位	(徳島県)10.98%	(徳島県)10.59%
	下位	<u>45位</u>	(青森県) 7.41%	(青森県) 7.41%
		46位	(岩手県)7.36%	(新潟県)7.40%
		47位	(新潟県)7.15%	(岩手県)7.36%
	수	国立均	67,908円	70,284円
	全国平均 新潟県		41,556円 (44位)	45,984円 (44位)
	4)	1/ <sup>10</sup> 来 1位	(東京都) 95,496円	(東京都) 97,128円
1人当たり	上位	2位	(神奈川県) 91,584円	(神奈川県) 88,992円
平均保険料額		2位 3位	(愛知県)84,036円	(愛知県) 82,860円
(軽減後・年額)		<u> </u>	(岩手県) 39,072円	(岩手県) 43,236円
	下位	4 <u>6位</u>	(青森県) 38,364円	(青森県) 41,700円
	INIU	47位	(秋田県) 35,556円	(秋田県)39,252円
		4/11/11/11	(秋山朱/うつ,つつりつ	(秋山朱)ひら,とひと门

<sup>○</sup> 厚生労働省公表の「後期高齢者医療制度の保険料率等」に基づき算出した。 ○ ※1 平成28・29年度の均等割額45位の欄は、44位(39,500円)が2広域連合(茨城県・静岡県)あるため空欄とした。

#### (2) 保険料賦課限度額の引き上げ

#### ■趣 旨

国の保険料賦課限度額の見直しに伴い、保険料賦課限度額の引き上げを行います。

#### ■引き上げの内容及び対象者数の推計

保険料賦課限度額を、62万円から64万円に引き上げます。 (対象者数 約2,100人、42,657千円の賦課額増)

#### ■施行年月日

令和2年4月1日施行(令和2年度以降の保険料から適用)

#### (3) 保険料軽減対象者の拡充

#### ■趣 旨

国の軽減判定基準の見直しに伴い、低所得者の負担軽減の観点から、保険料軽減の対象を拡充します。

#### ■軽減拡充の内容

均等割額を減額する基準(5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準)を変更し、保険料軽減の対象を拡充します。

① 5割軽減の基準について、被保険者に乗ずる金額を28万5千円に引き上げます。

【現行基準】 33万円+**28万円**×被保険者数



【拡充後】

33万円+28万5千円×被保険者数

② 2割軽減の基準について、被保険者に乗ずる金額を52万円に引き上げます。

【現行基準】

33万円+<u>51万円</u>×被保険者数



【拡充後】

33万円+52万円×被保険者数

#### ■軽減拡充に係る対象人数等の推計

	対象人数	軽減額
5割軽減拡充対象者数	963人	19,308 千円
2割軽減拡充対象者数	401人	3,216 千円

#### ■施行年月日

令和2年4月1日施行(令和2年度以降の保険料から適用)

#### 参考

この度の条例改正において、附則第4条、第5条を削除するのは、以下の見直しのうち、平成31(令和元)年度分の特例が終了することにより、条文を整理するものです。

#### ■均等割額の軽減割合見直しについて

世帯の所得状況に応じて軽減される均等割軽減のうち、制度上、7割軽減のところ、さらに 上乗せし、9割軽減または、8.5割軽減としていた特例措置については、平成31(令和元) 年度から世代間の医療費負担の公平等を図る観点から、段階的に見直されることとなりました。

~平成 30 年度	平成 31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度
9割軽減【特例】	8割軽減【特例】	7割軽減【本則】	
(3,690円/年)	(7,380 円/年)	(12,120 円/年)	
8.5 割軽減【特例】 (5,535 円/年) 8.5 割軽減【特例】 (5,535 円/年)		7.75 割軽減【特例】 (9,090 円/年)	7割軽減【本則】 (12,120円/年)

#### ■対象人数及び軽減額

~平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度	令和2年度	令和3年度
	9割軽減→8割軽減	8割軽減→7割軽減	
9割軽減	64,321 人	63,251 人	
	237,344 千円	255,534 千円	
		8.5 割軽減→7.75 割軽減	7.75 割軽減→ 7 割軽減
8.5 割軽減		87,759 人	86,850 人
HAILEN,		265,910 千円	263,156 千円

#### 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 平成19年11月27日 条例第33号

新

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 平成19年11月27日

条例第33号

 $\Box$ 

(所得割率)

- 第9条 <u>令和2年度及び令和3年度</u>の所得割率は、<u>0.0784</u>とする。 (均等割額)
- 第10条 令和2年度及び令和3年度の均等割額は、40,400円とする。

(保険料の賦課限度額)

- 第11条 第5条の賦課額は、64万円を超えることができない。 (所得の少ない者に係る保険料の減額)
- 第15条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該 被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応 じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除し て得た額とする。
  - (1) (略)
  - (2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に28万5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額
  - (3) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の

(所得割率)

- 第9条 <u>平成30年度及び平成31年度</u>の所得割率は、<u>0.0740</u>とする。 (均等割額)
- 第10条 <u>平成30年度及び平成31年度</u>の均等割額は、<u>36,900円</u>とする。

(保険料の賦課限度額)

- 第11条 第5条の賦課額は、<u>62万円</u>を超えることができない。 (所得の少ない者に係る保険料の減額)
- 第15条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該 被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応 じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除し て得た額とする。
  - (1) (略)
  - (2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に28万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額
  - (3) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の

榖

合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>52万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

(4) (略)

2 (略)

附 則 (削 除)

(削 除)

(令和2年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第4条 今和2年度における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合においては、同条中「第15条又は第16条に規定する基準に従い」とあるのは、「今和2年度においては第15条若しくは第16条又は附則第5条に規定する基準に従い」とする。

(令和2年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第5条 令和2年度において第15条第1項第1号の規定が適用される被保険者(賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算され

ΙE

合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>51万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

(4) (略)

2 (略)

附則

(平成31年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第4条 平成31年度における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合においては、同条中「第15条又は第16条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成31年度においては第15条若しくは第16条又は附則第5条に規定する基準に従い」とする。

(平成31年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

- 第5条 平成31年度において第15条第1項第1号の規定が適用される被保険者であって、賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がないものについての第15条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「10分の8」とする。
- 2 平成31年度において第15条第1項第1号の規定が適用される被保険者であって、前項の規定が適用されないものについての第15条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

(平成32年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第6条 平成32年度における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合においては、同条中「第15条又は第16条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成32年度においては第15条若しくは第16条又は附則第7条に規定する基準に従い」とする。

(平成32年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第7条 <u>平成32年度</u>において第15条第1項第1号の規定が適用される被保 険者 (賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令1 5条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算さ

新	旧
る所得の金額がない被保険者を除く。)についての第15条第1項第1号の規 定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは「40分の31」と する。	

#### 附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、平成31年度分までの保険料については、なお従前の例による。

# 議案第5号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部改定について

#### 議案第5号関係資料

議案第5号 新潟県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部改定について

#### 1. 広域計画について

広域計画は、地方自治法第291条の7及び新潟県後期高齢者医療広域連合規約第5条の規定に基づき、広域連合と県内全市町村が相互に役割を分担し、連携調整を図りながら、後期高齢者医療制度の事務を総合的かつ計画的に実施するために定めるもの。

現行の第3次広域計画は、平成30年2月定例会において、議決され、平成30年度から令和4年度までの5年間を対象期間とする。

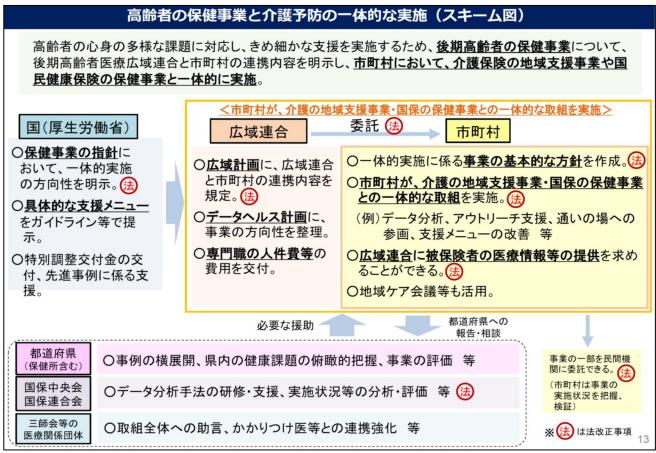
#### 2. 改定の経緯と理由

市町村が中心となって高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するための体制整備等に関する規定を盛り込んだ「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和元年5月22日に公布された。施行は令和2年4月1日。

改正法においては、被保険者の状況に応じたきめ細かな高齢者保健事業の実施が推進されるよう、広域計画に、後期高齢者医療広域連合における市町村との連携に関する事項を定めるよう努めなければならないとされており、一体的実施が本格施行となる令和2年4月から当該規定を盛り込んだ広域計画が施行されることが望ましい(高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版)とされている。

これを受けて、改定を行うもの。

#### 3. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について



#### 4. 改定の概要

広域連合は、市町村が実施する高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取り組みを支援すること及び保健事業の一部を市町村に委託し、かかる経費を交付すること並びに広域連合と市町村の役割等を定める。

#### (1) 本編

#### 改定後

#### (4) 保健事業に関すること

広域連合は、効果的かつ効率的な保健事業 を実施するため保健事業実施計画を策定し、 関係市町村と連携・協力して必要な保健事業 を行います。

高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的つながりが低下するといったいわゆるフレイル状態になりやすい等、疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有する特性があります。

こうした特性を踏まえ、これまで実施してきた保健事業に加え、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取り組みを進める関係市町村を支援することなどにより、さらなる被保険者の健康寿命の延伸を目指します。

このため、広域連合は、保健事業を自ら実施するほか、保健事業の一部を委託契約に基づき関係市町村等に委託し事業の実施に必要な費用を委託事業費として交付します。

保健事業の委託を受けた関係市町村等は委 託契約に定めた事業を適正に実施します。

#### 改定前

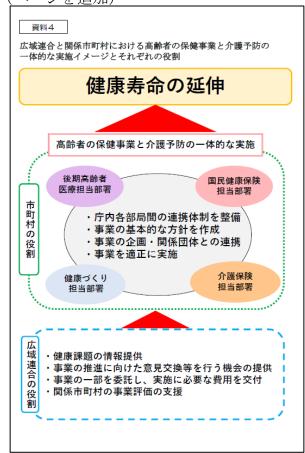
#### (4) 保健事業に関すること

後期高齢者は、生理的機能の低下や日常生活の動作能力の低下による症状が増加するなどの特性を有しています。

広域連合は、レセプト等から得られるデータを活用し、効果的かつ効率的な保健事業を 実施するため、保健事業実施計画を策定し、 関係市町村と連携・協力して必要な保健事業 を行います。

#### (2) 資料編

#### (ページを追加)



#### 5. パブリックコメントについて

- (1) 意見募集期間 令和元年12月5日(木) ~令和元年12月27日(金)
- (2) 意見募集の結果 意見なし

#### 6. 改定案

別冊のとおり

面にわたるニーズを有する特性があります。

# 新潟県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部改定

#### 新旧対照表

新旧対照表			
新	旧		
新潟県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画	新潟県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画		
表			
(略) <u>令和4年度</u> (略)	(略) <u>平成34年度</u> (略)		
目	次		
【目次】 1~5 (略)  資料編 資料1~資料3 (略) <u>資料4 広域連合と関係市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施イメージとそれぞれの役割・・・・・・・14</u> 資料5 新潟県後期高齢者医療広域連合規約・・・・・・・15	【目次】 1~5 (略) 資料編 資料1~資料3 (略) <u>(追加)</u> 資料4 新潟県後期高齢者医療広域連合規約 ・・・・・・・・14		
本	文 T		
$1 \sim 3$ (略)	$1 \sim 3$ (略)		
4 広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること (略) (1) ~ (3) (略) (4) 保健事業に関すること 広域連合は、効果的かつ効率的な保健事業を実施するため保健事業実施計 画を策定し、関係市町村と連携・協力して必要な保健事業を行います。 高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的つながりが低下するといったいわゆるフレイル状態になりやすい等、疾病予防と生活機能維持の両	4 広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること (略) (1) ~ (3) (略) (4) 保健事業に関すること 後期高齢者は、生理的機能の低下や日常生活の動作能力の低下による症状が増加するなどの特性を有しています。 広域連合は、レセプト等から得られるデータを活用し、効果的かつ効率的な保健事業を実施するため、保健事業実施計画を策定し、関係市町村と連携		

新旧こうした特性を踏まえ、これまで実施してきた保健事業に加え、高齢者の

こうした特性を踏まえ、これまで実施してきた保健事業に加え、高齢者の 保健事業と介護予防の一体的な実施の取り組みを進める関係市町村を支援 することなどにより、さらなる被保険者の健康寿命の延伸を目指します。

このため、広域連合は、保健事業を自ら実施するほか、保健事業の一部を 委託契約に基づき関係市町村等に委託し事業の実施に必要な費用を委託事 業費として交付します。

保健事業の委託を受けた関係市町村等は委託契約に定めた事業を適正に 実施します。

(5) (略)

5 第3次広域計画の期間及び改定に関すること

第3次広域計画の期間は、平成30年度から<u>令和4年度</u>までとし、その後は 5か年を単位として見直しを行います。

ただし、第3次広域計画の期間内において、広域連合長が変更の必要がある と認めたときは、広域連合議会の議決を経て、改定を行うものとします。 (5) (略)

5 第3次広域計画の期間及び改定に関すること

第3次広域計画の期間は、平成30年度から<u>平成34年度</u>までとし、その後は5か年を単位として見直しを行います。

ただし、第3次広域計画の期間内において、広域連合長が変更の必要がある と認めたときは、広域連合議会の議決を経て、改定を行うものとします。

#### 資料編表紙

#### 資料編

資料1~資料3 (略)

資料 4 広域連合と関係市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体

的な実施イメージとそれぞれの役割

資料 5 新潟県後期高齢者医療広域連合規約

資料編

資料1~資料3 (略)

(追加)

資料4 新潟県後期高齢者医療広域連合規約



# 議案第6号関係

令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

# 議案第6号関係資料

議案第6号 令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

# 《歳入歳出予算総額》

10 億 8,164 万 3 千円 (対前年度比 2,714 万 7 千円、2.4%減)

#### 【増減の主なもの】

(減)特別会計事務費繰出金(対前年度3,731万2千円減)

特別会計の中間サーバー等負担金の減少に伴う事務費繰出金の減額によるもの

【歳入予算】 (単位:千円)

款	2年度予算	元年度予算	比 較	主な科目の説明
分担金及び 負担金	1,053,994	1,081,076	△27,082	共通経費負担金 ※議案第 6 号参考資料参照
国庫支出金	27,420	27,515	△95	特別調整交付金
その他の款の計	229	199	30	繰越金、諸収入
歳入合計	1,081,643	1,108,790	△27,147	

【歳出予算】 (単位:千円)

款	2年度予算	元年度予算	比 較	主な科目の説明
総務費	1,080,414	1,107,524	△27,110	一般管理事務費・・・980,124         ・事務局運営費       31,997         ・特別会計事務費繰出金       948,127         職員派遣関係経費・・・・63,327       ・総務課等職員人件費負担金       63,000         特別調整交付金事業費(補助事業)・・・・36,626       ・医療懇談会運営等経費       208         ・医療費通知郵送料       (医療費適正化分) 25,200         ・広報物作成経費       (医療費適正化分) 8,404
その他の款の計	1,229	1,266	△37	議会費、予備費
歳出合計	1,081,643	1,108,790	△27,147	

# 議案第6号参考資料

# 令和2年度予算における市町村共通経費負担金見込一覧

(単位:千円)

		(単位・十円)
No.	市町村名	共通経費負担金
1	新潟市	319,157
2	長岡市	115,252
3	三条市	44,614
4	柏崎市	39,579
5	新発田市	44,176
6	小千谷市	19,006
7	加茂市	15,596
8	十日町市	28,571
9	見附市	20,487
10	村上市	31,646
11	燕市	36,270
12	糸魚川市	24,189
13	妙高市	18,193
14	五泉市	25,544
15	上越市	84,790
16	阿賀野市	21,380
17	佐渡市	31,277
18	魚沼市	19,863
19	南魚沼市	27,488
20	胎内市	16,316
21	聖籠町	8,780
22	弥彦村	6,754
23	田上町	8,562
24	阿賀町	9,682
25	出雲崎町	5,770
26	湯沢町	7,156
27	津南町	8,446
28	刈羽村	5,397
29	関川村	6,339
30	粟島浦村	3,714
	合 計	1,053,994
	広域連合予算額	1,053,994

# 議案第7号関係

令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算に ついて

# 議案第7号関係資料

議案第7号 令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 について

#### 《歳入歳出予算総額》

2,678 億 4,049 万 2 千円(対前年度比 12 億 181 万 6 千円、0.4%減)

【歳入予算】 (単位:千円)

	款	2年度予算	元年度予算	比 較	主な科目の説明
市町	<b>J村支出金</b>	46,706,455	44,892,814	1,813,641	
	保険料等 負担金	25,622,691	23,661,343	1,961,348	保険料徴収分+保険料軽減分負担金 ※議案第7号参考資料【A、B】参照
	療養給付 費負担金	21,083,764	21,231,471	△147,707	療養給付費負担金 ※議案第7号参考資料【C】参照
国庫	≣支出金	89,294,157	90,522,900	△1,228,743	療養給付費負担金・・・・・ 63,251,294 高額医療費負担金・・・・・ 983,825 調整交付金・・・・・・ 24,625,725 事業費補助金・・・・・ 166,960 円滑運営臨時特例交付金・・ 266,353
<b></b>	近出金	22,067,589	22,774,440	△706,851	療養給付費負担金······ 21,083,764 高額医療費負担金····· 983,825 県財政安定化基金交付金·· 0
支払	基金交付金	106,944,393	107,686,176	△741,783	後期高齢者交付金
繰入	金	2,418,567	2,796,176	△377,609	事務費繰入金······ 948,127 医療財政調整基金繰入金 ··1,470,440
その款の	)他の )計	409,331	369,802	39,529	特別高額医療費共同事業交付金、財産収入、繰越金、諸収入
点	<b>表入合計</b>	267,840,492	269,042,308	△1,201,816	

#### 【増減の主なもの】

(増)その他健康保持増進事業(保健事業費)(対前年度比 6,940 万 8 千円増)

令和2年度から開始となる高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施にかかる経費を見 込んだもの

(減)電算システム経費(総務費)(対前年度比2,437万6千円減)

中間サーバー等負担金の減少によるもの

(減)療養給付費(保険給付費)(対前年度比11億5,015万7千円減)

令和 2 年度・3年度の料率改定において、一人当たり医療給付費は増加の見込みであるが、 被保険者数が減少する見込みのため全体の給付費が減少したもの

【歳出予算】 (単位:千円)

【成田丁昇】	,	1	ı	(単位:十円 <i>)</i>
款	2年度予算	元年度予算	比 較	主な科目の説明
総務費	1,139,149	1,168,767	△29,618	総務管理費・・・・・1,139,149・業務一般管理事務費113,190・医療給付経費523,557・電算システム経費365,152・医療財政調整基金経費116,890・医療費適正化推進事業費19,064
保険給付費	265,682,620	266,923,292	△1,240,672	療養諸費・・・・・255,315,413 ・療養給付費 248,318,245 ・療養費 1,876,672 ・食事・生活療養費 3,536,094 ・訪問看護療養費 987,272 ・審査支払手数料 596,089 高額療養諸費・・・・9,130,007 ・高額療養費 8,858,025 その他医療給付費・・・・1,237,200 ・葬祭費
保健事業費	812,145	735,438	76,707	健康診査事業費・・・・・・627,913 ・健康診査業務委託料 579,664 ・歯科健診業務委託料 33,988 その他健康保持増進事業費・・184,232 ・低栄養・重症化予防業務 18,012 ・特別対策補助金 94,018 ・一体的実施委託料 69,000
その他の 款の計	206,578	214,811	△8,233	県財政安定化基金拠出金、 特別高額医療費共同事業拠出金、 諸支出金、公債費、予備費
歳出合計	267,840,492	269,042,308	Δ1,201,816	

# 議案第7号参考資料

# 令和2年度予算における市町村療養給付費負担金・保険料等負担金見込一覧

(<u>単位:千円)</u>

				<u>(単位・十円)</u>			
		保険料等					
No.	市町村名	(徴収分)	(保険料軽減分)	療養給付費負担金 【C】			
		[A]	【B】 ※保険基盤安定制度分				
1	 新潟市	7,152,336		6,981,318			
2	長岡市	2,377,501	643,448	2,275,148			
3	三条市	894,990	252,115	875,825			
4	柏崎市	782,581	220,134	869,389			
5	新発田市	787,362	·	833,255			
6	小千谷市	315,592		345,600			
7	加茂市	239,284	81,774	268,859			
8	十日町市	472,588	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	555,106			
9	見附市	313,146		370,311			
10	村上市	545,688	·	741,046			
11	燕市	704,354	190,740	651,584			
12	糸魚川市	487,650	•	540,867			
13	妙高市	305,470	90,686	347,830			
14	五泉市	380,817	154,547	512,150			
15	上越市	1,703,499	461,346	1,785,373			
16	阿賀野市	275,335	117,365	419,893			
17	佐渡市	548,461	225,995	692,139			
18	魚沼市	319,914	101,843	375,396			
19	南魚沼市	442,257	131,795	537,037			
20	胎内市	245,680	78,434	289,668			
21	聖籠町	65,907	27,614	95,137			
22	弥彦村	61,014	17,837	63,778			
23	田上町	96,786		106,214			
24	阿賀町	114,269		182,117			
25	出雲崎町	45,701	17,568	52,900			
26	湯沢町	85,147	22,942	68,989			
27	津南町	92,584	37,822	113,653			
28	刈羽村	36,893	9,482	39,533			
29	関川村	43,606		84,926			
30	粟島浦村	4,207	1,676 5,682,072	8,723			
	合 計	19,940,619	21,083,764				
広均	或連合予算額	25,62	21,083,764				

# 新潟県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画

【平成 30 年度~<u>令和4年度</u>】 (2018年度~2022年度)



# 新潟県後期高齢者医療広域連合

※変更箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分

# 【目次】

1	囚垣	(計画の趣	<b>ĕ •</b> •	• •	• • •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	•	• •	
2	第3	3次広域計	画の項目	•	• • •	• •	• •	• •		• •	• •	• •	•	• •	2
3	第3	3次広域計	画の基本	方針	• •	• •			• •	• •		• •	•	• •	3
4	広垣	(連合及び	関係市田	切材が	行う事	務に	関す	るこ	ک	• •	• •	• •	•	• •	2
5	第3	3次広域計	画の期間	別及びi	改定に	関す	るこ	۲	• •	• •	• •	• (	• •	• •	6
資料	編														
資料	1	後期高齢	者医療制	间度								•	•	8	
資料	12	被保険者	の状況								• •	•	• 1	Ο	
資料	13	後期高齢	者医療絲	合付費の	の状況	· 5					• • •	•	• 1	2	
<u>資</u> 彩	4	広域連合	と関係す	5町村(	におけ	る高	齢者	の保	健事	業と	こ介語	<b>美予</b> [	<u>坊の</u>	<u>)</u>	
	_	-体的な実	施イメー	-ジと	それそ	<u> </u>	役割	• •	• •	• •	• •	•	• 1	4	
咨判	15	新潟県後	胡高龄 老	· 医唇	方域律	5合担	約					•	• 1	5	

#### 1 広域計画の趣旨

新潟県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が作成する広域計画は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の7及び新潟県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年新潟県市町村第1401号)第5条の規定に基づき、広域連合及び新潟県内全市町村(以下「関係市町村」という。)が相互に役割を分担し、連絡調整を図りながら、後期高齢者医療制度の事務を総合的かつ計画的に実施するために定めるものです。

広域連合におきましては、平成19年11月に第1次広域計画を作成、その後、平成25年3月に第2次広域計画を作成し、後期高齢者医療に係る様々な施策等を実施してきました。

現在の広域計画の期間が平成29年度で満了となることに伴い、今後も引き続き、関係市町村と緊密に連携・協力し、さらに安定的な事業運営を行っていくために、平成30年度からの新潟県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画 (以下「第3次広域計画」)を作成します。

# 2 第3次広域計画の項目

第3次広域計画に記載する項目は、新潟県後期高齢者医療広域連合規約第5 条で定められている次の項目とします。

- (1)後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

#### 3 第3次広域計画の基本方針

第3次広域計画の基本方針は、次のとおりとします。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)をはじめ とする関係法令に則るとともに、関係機関における高齢者の保健福祉、医 療及び介護に関する諸施策との調和を図りながら事業を推進します。
- (2) 広域連合と関係市町村が互いに協調・協力し合うとともに、住民の意見を十分に反映しながら、住民サービスの向上に努めます。
- (3) 広域化によるスケールメリットを十分に活かして、医療給付の財政基盤を強化し、後期高齢者の医療を適正にかつ安定的に確保します。
- (4)住民の利便性に配慮しながら、広域連合と関係市町村がその役割を明確 にすることにより、事務処理の効率化を図ります。

#### 4 広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

広域連合及び関係市町村は、高齢者の医療の確保に関する法律及び新潟県後期高齢者医療広域連合規約等の規定に基づき、後期高齢者医療制度の実施について、次の事務を行います。

#### (1)被保険者の資格管理に関すること

広域連合は、被保険者台帳による被保険者資格の管理及び被保険者証等の 交付決定をします。

関係市町村は、住民からの資格管理に関する申請及び届出等の受付、被保 険者証等の引渡し及び返還の受付の窓口業務を行い、これらの情報を広域連 合へ送付します。

また、被保険者資格情報を広域連合と共有することにより、事務の適正化を図ります。

#### (2) 医療給付の事務に関すること

広域連合は、医療給付の審査・支払及びレセプトの点検・保管等を行います。

関係市町村は、医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡 し等の窓口業務を行い、申請等の情報を広域連合へ送付します。

#### (3) 保険料の賦課及び徴収に関すること

広域連合は、関係市町村が持つ所得情報等を活用して、保険料率の決定、 保険料の賦課決定や減免決定、徴収猶予の決定等を行います。 関係市町村は、保険料の徴収及び保険料に関する申請の受付を行います。

#### (4) 保健事業に関すること

広域連合は、効果的かつ効率的な保健事業を実施するため保健事業実施 計画を策定し、関係市町村と連携・協力して必要な保健事業を行います。

高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的つながりが低下するといったいわゆるフレイル状態になりやすい等、疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有する特性があります。

こうした特性を踏まえ、これまで実施してきた保健事業に加え、高齢者の 保健事業と介護予防の一体的な実施の取り組みを進める関係市町村を支援 することなどにより、さらなる被保険者の健康寿命の延伸を目指します。

このため、広域連合は、保健事業を自ら実施するほか、保健事業の一部を 委託契約に基づき関係市町村等に委託し事業の実施に必要な費用を委託事 業費として交付します。

保健事業の委託を受けた関係市町村等は委託契約に定めた事業を適正に 実施します。

#### (5) その他

後期高齢者医療制度の運営に当たっては、広域連合と関係市町村の間で、個人番号や住基情報などの情報連携が不可欠であり、広域連合と関係市町村が緊密に連携することにより、後期高齢者医療制度に関する住民からの相談や問い合わせに対応します。

# 5 第3次広域計画の期間及び改定に関すること

第3次広域計画の期間は、平成30年度から<u>令和4年度</u>までとし、その後は 5か年を単位として見直しを行います。

ただし、第3次広域計画の期間内において、広域連合長が変更の必要がある と認めたときは、広域連合議会の議決を経て、改定を行うものとします。

# 資料編

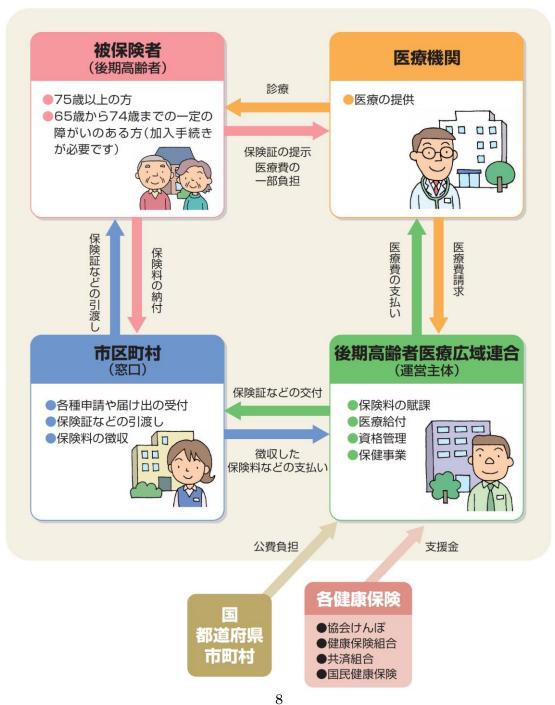
- 資料1 後期高齢者医療制度
  - (1) 仕組み
  - (2) 財源構成
- 資料2 被保険者の状況
  - (1) 新潟県全体の被保険者数の推移
  - (2)新潟県内市町村別
- 資料3 後期高齢者医療給付費の状況
  - (1) 新潟県全体の後期高齢者医療給付費及び一人当たり医療給付費の推移
  - (2) 新潟県内市町村別
- 資料4 広域連合と関係市町村における高齢者の保健事業と介護予防の 一体的な実施イメージとそれぞれの役割
- 資料5 新潟県後期高齢者医療広域連合規約

#### 後期高齢者医療制度

#### (1) 仕組み

後期高齢者医療制度は、75歳以上の後期高齢者と、65歳から74歳まで の一定の障がいのある方を対象とした医療制度です。

後期高齢者医療制度の運営は、都道府県単位で全市町村が加入して設立する 広域連合が行うこととされていますが、被保険者の利便性を確保するため、各 種申請や受付等の窓口事務や保険料の徴収事務は市町村が行います。



#### (2) 財源構成

後期高齢者医療費の財源構成は、下表のように一部負担金(医療機関窓口での自己負担額)を除いた医療給付費を、保険料で約1割、支援金(現役世代の保険料)で約4割、公費で約5割を負担することとしています。



\* 現役並み所得者(一部負担金3割)の医療給付費は、公費負担の対象外となっており、保険料以外の部分は支援金(現役世代の保険料)で賄われています。

# 被保険者の状況

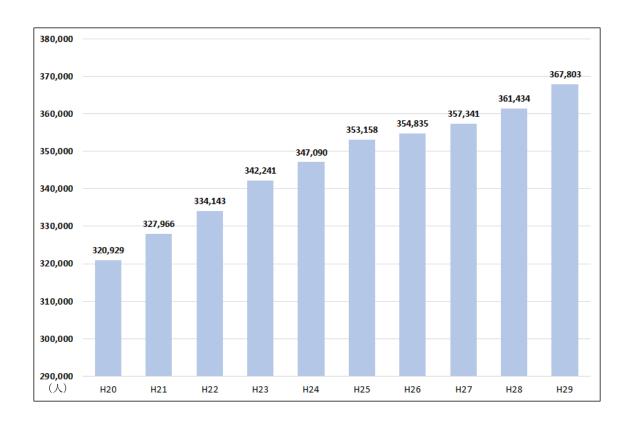
# (1) 新潟県全体の被保険者数の推移

# 【実績値】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
被保険者数(人)	320, 929	327, 966	334, 143	342, 241	347, 090
対前年度比(%)	_	102. 19	101.88	102. 42	101. 42

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
被保険者数(人)	353, 158	354, 835	357, 341	361, 434	367, 803
対前年度比(%)	101. 75	100. 47	100.70	101. 15	101. 76

<sup>\*</sup> 被保険者数は、各年度4月1日現在



# (2) 県内市町村別(平成29年4月1日現在)

市町村名	被保険者数(人)	対前年度比(%)	新潟県全体に占める 構成比(%)
新潟市	109, 958	102.77	29. 90
長岡市	42, 185	101. 54	11. 47
三条市	15, 776	102.11	4. 29
柏崎市	14, 772	100. 19	4. 02
新発田市	15, 887	101.46	4. 32
小千谷市	6, 268	100.40	1.70
加茂市	5, 078	100.77	1. 38
十日町市	11, 311	101.04	3. 08
見附市	6, 540	101.84	1. 78
村上市	12, 635	100.72	3. 44
燕市	12, 148	103. 23	3. 30
糸魚川市	9, 484	102.83	2. 58
妙高市	6, 360	101. 45	1.73
五泉市	9, 196	100.88	2. 50
上越市	31, 642	101.63	8. 60
阿賀野市	7, 225	101.35	1.96
佐渡市	13, 769	99. 59	3. 74
魚沼市	7, 168	101.30	1. 95
南魚沼市	9, 684	100.49	2. 63
胎内市	5, 150	102.00	1.40
聖籠町	1, 665	100.91	0. 45
弥彦村	1, 216	103.05	0. 33
田上町	2,005	103. 08	0. 55
阿賀町	3, 354	99.47	0. 91
出雲崎町	1, 100	97. 43	0.30
湯沢町	1, 496	103. 24	0.41
津南町	2, 459	98.01	0. 67
刈羽村	746	101.08	0. 20
関川村	1, 402	98. 59	0.38
粟島浦村	124	104. 20	0. 03
計	367, 803	101.76	100.00

# 後期高齢者医療給付費の状況

## (1) 新潟県全体の後期高齢者医療給付費及び一人当たり医療給付費の推移

#### 【実績値】

•							
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
	医療給付費総額 (億円)	2, 090	2, 170	2, 263	2, 337	2, 359	
	対前年度比(%)	-	103.83	104. 29	103. 25	100. 92	
	一人当たり医療給付費(円)	645, 428	657, 509	671, 949	679, 047	675, 110	
	対前年度比(%)	-	101.87	102.20	101.06	99. 42	

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
医療給付費総額 (億円)	2, 416	2, 429	2, 496	2, 501
対前年度比(%)	102.45	100. 54	102.74	100. 21
一人当たり医療給付費(円)	683, 425	683, 557	695, 210	687, 284
対前年度比(%)	101.23	100.02	101.70	98. 86

<sup>\*</sup> 平成20年度分は、後期高齢者医療制度が平成20年4月に施行されたため、老人保健制度の3月診療分と後期高齢者医療制度の4月診療分~2月診療分の合計値

<sup>\*</sup> 一人当たり医療給付費は年間平均被保険者数により算出



# (2) 県内市町村別

(2) /(13)	ויט גע נשרו	平成 2 3	8 年度		一人当た	上り医療給付殖	費の推移
市町村名	医療給付費 総額 (千円)	対前年 度比 (%)	一人当たり 医療給付費 (円)	対前年 度比 (%)	平成27年度	平成26年度	平成 2 5 年度
新潟市	82, 072, 479	102.05	758, 610	99.64	761, 376	748, 218	748, 408
長岡市	27, 301, 718	99. 27	654, 137	98. 10	666, 838	648, 492	645, 189
三条市	10, 587, 497	101.72	679, 513	99.87	680, 422	673, 526	673, 399
柏崎市	9, 929, 271	100.30	677, 535	99. 15	683, 344	661, 290	661, 559
新発田市	9, 756, 506	101. 15	619, 264	100.07	618, 838	611, 334	618, 727
小千谷市	4, 163, 728	98.60	668, 442	98. 43	679, 129	630, 365	641, 782
加茂市	3, 299, 712	96. 34	651, 731	95. 48	682, 578	675, 721	684, 682
十日町市	6, 420, 822	98. 57	571, 197	98. 33	580, 903	588, 801	605, 238
見附市	4, 334, 159	99. 38	670, 404	97.65	686, 507	659, 803	667, 080
村上市	8, 857, 411	98. 56	704, 871	98.05	718, 916	697, 757	678, 548
燕市	7, 864, 968	105. 30	658, 928	102.06	645, 610	630, 644	640, 602
糸魚川市	6, 394, 667	102. 43	680, 428	100.40	677, 708	639, 592	656, 037
妙高市	4, 262, 196	95.89	676, 110	95. 10	710, 970	715, 802	723, 431
五泉市	6, 057, 637	101. 19	660, 449	100.32	658, 344	649, 641	641, 198
上越市	20, 925, 049	96. 79	668, 917	95. 87	697, 700	696, 969	700, 210
阿賀野市	4, 781, 201	98.66	668, 512	98. 59	678, 071	655, 915	654, 300
佐渡市	8, 989, 348	97. 11	652, 111	98. 32	663, 281	652, 837	644, 743
魚沼市	4, 450, 777	100. 54	625, 636	100. 18	624, 537	662, 752	635, 398
南魚沼市	6, 418, 985	101.84	665, 939	101.71	654, 760	678, 514	673, 586
胎内市	3, 488, 582	96. 18	684, 573	95. 14	719, 536	689, 566	659, 078
聖籠町	1, 053, 589	90. 27	635, 458	89.83	707, 383	643, 140	651, 629
弥彦村	676, 096	93. 89	564, 354	91. 38	617, 609	647, 686	633, 920
田上町	1, 273, 778	107. 75	644, 625	104. 59	616, 356	628, 407	666, 097
阿賀町	2, 294, 401	102.08	680, 629	102.47	664, 194	668, 293	685, 052
出雲崎町	661, 618	92.08	590, 730	93. 39	632, 522	618, 346	667, 107
湯沢町	822, 309	102.73	557, 498	99.67	559, 340	584, 299	555, 987
津南町	1, 312, 198	87. 39	528, 473	89. 11	593, 027	586, 233	577, 879
刈羽村	477, 146	94. 11	642, 189	93. 22	688, 872	621, 690	572, 006
関川村	1, 106, 814	104. 20	784, 418	105. 23	745, 437	694, 088	729, 645
粟島浦村	78, 850	115.89	641, 058	107. 41	596, 829	577, 019	597, 652
計	250, 113, 512	100. 21	687, 284	98.86	695, 210	683, 557	683, 425

広域連合と関係市町村における高齢者の保健事業と介護予防の 一体的な実施イメージとそれぞれの役割

# 健康寿命の延伸

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

後期高齢者 医療担当部署

国民健康保険 担当部署

- ・庁内各部局間の連携体制を整備
- ・事業の基本的な方針を作成
- ・事業の企画・関係団体との連携
- ・事業を適正に実施

健康づくり 担当部署 介護保険 担当部署

# 広域連合の役割

市町

村

の

役割

- ・健康課題の情報提供
- ・事業の推進に向けた意見交換等を行う機会の提供
- ・事業の一部を委託し、実施に必要な費用を交付
- 関係市町村の事業評価の支援

#### 新潟県後期高齢者医療広域連合規約

平成19年2月27日新潟県市町村第1401号

#### (広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、新潟県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)という。 (広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、新潟県内の全市町村(以下「関係市町村」という。)をもって組織する。 (広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、新潟県の区域とする。

#### (広域連合の処理する事務)

- 第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者 医療確保法」という。)に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理 する。ただし、各号の事務のうち、別表第1に定める事務については、関係市町村において行 う。
  - (1) 被保険者の資格の管理に関する事務
  - (2) 医療給付に関する事務
  - (3) 保険料の賦課に関する事務
  - (4) 保健事業に関する事務
  - (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

#### (広域連合の作成する広域計画の項目)

- 第5条 広域連合が作成する広域計画(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。)には、次の項目について記載するものとする。
  - (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
  - (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

#### (広域連合の事務所)

第6条 広域連合の事務所は、新潟市内に置く。

#### (広域連合の議会の組織)

- 第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、30人とする。
- 2 広域連合の議会は、関係市町村の議会の議員により組織する。

#### (広域連合議員の選挙の方法)

- 第8条 広域連合議員は、各関係市町村の議会の議員のうちから、当該関係市町村の議会において1人を選出する。
- 2 関係市町村の議会における選挙については、地方自治法第118条の規定の例による。

#### (広域連合議員の任期)

- 第9条 広域連合議員の任期は、当該関係市町村の議会の議員としての任期による。
- 2 広域連合議員が関係市町村の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定 により、速やかにこれを選挙しなければならない。

#### (広域連合の議会の議長及び副議長)

- 第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。
- 2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

#### (広域連合の執行機関の組織)

- 第11条 広域連合に広域連合長及び副広域連合長1人を置く。
- 2 広域連合に会計管理者を置く。

#### (広域連合の執行機関の選任の方法)

- 第12条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票によりこれを選挙 する。
- 2 前項の選挙は、第15条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。
- 3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。
- 4 副広域連合長は、関係市町村の長のうちから、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。
- 5 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。

#### (広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、当該関係市町村の長としての任期による。

#### (補助職員)

第14条 第11条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

#### (選挙管理委員会)

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。
- 3 選挙管理委員は、関係市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政 治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会においてこれを選挙す る。
- 4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

#### (監査委員)

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の 財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見 を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては4年とし、広域連合 議員のうちから選任される者にあっては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任さ れるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

#### (広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 関係市町村の負担金
- (2) 事業収入
- (3) 国及び新潟県の支出金
- (4) その他の収入
- 2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第2の負担割合等により、広域連合 の予算において定めるものとする。

#### (市町村長協議会)

- 第18条 広域連合に、その運営に関する重要事項を審議するため、関係市町村の長で構成する 市町村長協議会を置くものとする。
- 2 市町村長協議会の運営に関する事項は、条例で定める。

#### (補則)

第19条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

#### 附則

(施行期日)

1 この規約は、平成19年3月1日から施行する。ただし、第11条第2項及び第12条第5項の 規定は、同年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この規約の施行の日(以下「施行日」という。)から平成20年3月31日までの間においては、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。
- 3 施行日から健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第7条の規定の施行の日の前日までの間における第4条及び別表第2の規定の適用については、同条中「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第7条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「改正後の高齢者医療確保法」という。)」と、同表中「高齢者医療確保法」とあるのは「改正後の高齢者医療確保法」とする。
- 4 広域連合設立後はじめて行う広域連合長の選挙においては、第12条第2項の規定にかかわらず、新潟市新光町4番地1 (新潟県自治会館本館) にて行うものとする。
- 5 施行日から平成19年3月31日までの間における第14条の規定の適用については、同条中、 「職員」とあるのは「吏員その他の職員」とする。
- 6 施行日以後、広域連合長が選任されるまでの間、施行日前日において新潟県後期高齢者医療 広域連合設立準備委員会の会長の職にあった者が、広域連合長職務執行者として広域連合長の 職務を行うものとする。

附 則(平成20年3月31日新潟県市町村第1357号)

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月30日新潟県市町村第1370号)

この規約は、平成22年3月31日から施行する。

附 則(平成25年2月8日新潟県知事に届出)

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

#### 別表第1 (第4条関係)

	関係市町村において処理する事務
1	被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
2	被保険者証及び資格証明書の引渡し
3	被保険者証及び資格証明書の返還の受付
4	医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
5	保険料に関する申請の受付
6	上記事務に付随する事務

#### 別表第2 (第17条関係)

Z	分	負担割合等
	均 等 割	10%
共通経費	高齢者人口割	40%
	人 口 割	50%
医療給付に要する経費		高齢者医療確保法第98条に定める市町村の一般会計
		において負担すべき額
保険料その他の納付金		高齢者医療確保法第105条に定める市町村が納付すべ
		き額

#### 備考

- 1 上表中「共通経費」とは、広域連合の運営に必要な事務経費等で、関係市町村で 分担する負担金をいう。
- 2 上表中「均等割」とは、前年度の3月31日における関係市町村の数により算出するものをいう。
- 3 上表中「高齢者人口割」とは、前年度の3月31日における関係市町村の住民基本 台帳に基づく満75歳以上の人口の割合により算出するものをいう。
- 4 上表中「人口割」とは、前年度の3月31日における関係市町村の住民基本台帳に 基づく人口の割合により算出するものをいう。

# 第3次広域計画

平成30年 3 月 策定

令和2年 4月 一部改定

新潟県後期高齢者医療広域連合